

《論 説》

《君 主 の 鑑》(1)

柴 田 平三郎

I はじめに——伝統的政治理論とマキアヴェリ

「人を非難することにはいたって熱心で人をほめるとなるときわめて熱意のないのが、人間の嫉妬心というものである。そのため、新しい学問の方法や体系を発見したり、導入したりすることは、未知の大海上や大陸を探検するのと同じように危険なことになっている。しかしながら、私は、すべての人に役立つことを行いたいという望みにはげまされて、今までだれもがはいっていったことのない未知の道をきりひらこうと決心したのである¹⁾。」

いうまでもなく、これはイタリア・ルネサンス期の政治思想家ニコロ・マキアヴェリ (Niccolo Machiavelli, 1469-1529) がその書『ローマ史論』(*Discorsi*, 1513-17) で述べた有名な一節である。ここには、〈新しい政治学〉をみずから打ち立てようとする者の自負と興奮とが感じられるが、彼が豪語した、「今までだれもがはいっていったことのない未知の道」 = 〈前人未踏の道〉とはいったい、何を意味していたのだろうか。上掲の引用文においても、ある程度窺われるが、それは一にも二にもなく現実の有効性（「人に役立つこと」）をこそ政治認識に求めるようとする努力といってよいだろう。このことは『君主論』(*Il Prince*, 1532) のなかのさらに有名な一章（第15章）において明らかとなる。

「私のねらいは、読む人が直接役にたつものを書くことである。想像の世界より、具体的な真実を追求することのほうが、私は役にたつと思う。これまで

獨協法學

多くの人は、見たことも聞いたこともない共和国や君主国を想像のなかで描いてきた。しかし、人の実際の生き方と人間いかに生きるべきかということとは、はなはだかけ離れている。だから、人間いかに生きるべきかということのために、現に生きている実態を見落してしまうような者は、自分を保持するどころか、あっという間に破滅を思い知らされるのが落ちである。なぜなら、なにごとにつけても善を行うと広言したがる人は、よからぬ多くの人のあいだにあって破滅せざるを得ないものである。ゆえに自分の身を保持しようとする君主は、よくない人間となることを習う必要があり、またこの態度を、時に応じて行使したり、行使しなかったりする必要がある²⁾。」

このように、彼はここで、「見たことも聞いたこともない共和国や君主国を想像のなかで描いてきた」だけで、「現に人の生きている実態を見落として」きた彼以前の思想家たち³⁾を痛烈に批判している。

ここに窺われるは、考察の対象を「あるべき政治」〔「想像の世界」〕から「現にある政治」〔「具体的な真実」〕に転移させ、そこに見られる諸事象をどこまでも冷静に、リアルに観察しようとする政治的リアリズムにはかならない。

彼によれば、こうした現実主義的態度と方法とを欠落させてきたがゆえに、從来の伝統的な政治理論は現実の政治的有効性を發揮しえなかつたわけであるが、彼は自分がまさにいま、ここで、そのような政治理論の伝統を覆し、政治学における〈前人未踏の道〉=現実主義的政治理論を切り開くのだ、というのである。

政治認識におけるこのリアリズムの導入は、彼の生きたイタリア・ルネサンスの時代精神と切り離すことはできない。「彼は科学者であったという点では、レオナルドに似ていた。事実、レオナルドが近代における最初の自然学者の一人であったのと同じ意味で、マキアヴェルリは最初の社会学者であった⁴⁾」といわれるよう、彼は現実の政治の動態とそこにうごめく人間たちの赤裸な姿をあくまでも経験に即して、あるがままに観察し、そこから一定の法則性を抽出しようとした。その方法はちょうどレオナルド・ダ・ヴィンチがあ

《君主の鑑》(1)

の躍动感溢れる人体図を当時の解剖学の基礎の上に描き出したのと軌を一にしている。レオナルドは衣服を剥がされて解剖台の上に横たわる屍体に対して自ら率先して解剖のメスをふるい、人体を腑分けして皮膚と筋肉と骨格の構造を明らかにした。これと同じ作業をマキアヴェリは政治世界の人間に対して行ったわけであるが、その人間を解剖するにあたって彼がまずその人間から剥ぎとったものはさしつけ既存の宗教や道徳という古い衣装だったといってよいだろう⁵⁾。

ところで、マキアヴェリによって、完膚なきまでに批判され否定された伝統的な政治理論とは具体的には、いったい何を指しているのだろうか。大きく言えば、「哲人王の支配」という理念を提示し、政治に対して理想主義的なアプローチをとったプラトン以来の政治思想家たちを暗示している、と解釈しても決して間違いではない。しかし、彼の生きた歴史の現場に降り立って、より直接的にいえば、彼がまず念頭に置いていたのは、ラテン世界において既に十数世紀にわたって書きつけられてきた政治論文の形式、すなわち「理想的な君主とはいかなる人格の持ち主でなければならないか」、そのために「君主はいかに立派に振る舞うべきか」を主題にした、いわゆる〈君主の鑑〉(*Speculum Principum*)と呼ばれる一連の著作であったというべきである⁶⁾。そして、事実こう受け取った方が、『君主論』で彼自身がこの著作の主題を明らかにしている、次のような言葉のリアリティーがでてくるであろう。

「君主は臣下や味方の者に対してどのような態度をとり、どのように治めるべきかを検討してみるとしよう。この論点については、多くの人たちが種々書き著していることはよく知っているが、ここであらためて私が同じことをとりあげて書くと、明らかに主題のあつかい方に関して、他の著者の意見とちがつたものになろう⁷⁾。」

II 〈君主の鑑〉(*Speculum Principum*)

マキアヴェリが伝統的な〈君主の鑑〉から大きく抜け出し、現実の政治的有

獨協法学

効性の見地に立った、新しい政治学確立への道を踏み出していったということ、この点については今日、疑う余地はないように思われる。

ところで、本稿は優に4世紀半以上の長い評価の歴史をもつマキアヴェリ研究⁸⁾に新たに何かを付け加えようとするものではない。そうではなく、マキアヴェリによって完全に否定されたと見なされている〈君主の鑑〉とはいってい、どのような性格をもった書物なのか、を考えることを通して、政治思想における近代以前、とりわけ中世の特質の一端を浮き彫りにしたいというのが本稿の目的である。

上述したように、このような名称で一括される一連の著作が中世を通して数多く執筆された（そして、のちほどそのリストを掲げるつもりである）が、ということは中世の政治思想はその大部分とはいわないまでも、かなりな部分がまさにこのジャンルにおいて言語表現を与えられているということを意味している。だとすれば、これらの著作に注目していけば、実は〈古代〉でもなく、また〈近代〉でもない、一個の独自な歴史的個体としての〈中世〉において考えられていた政治思想とは、いったい、いかなるものなのか、が浮かび上がることになるはずである。しかし、不思議なことに、これまで、こうしたアプローチから〈君主の鑑〉が採りあげられるということはほとんどなかったようと思われる。採りあげられるとすれば、それにつねにマキアヴェリやマキアヴェリ以降の近代政治思想の側に立った、否定と克服の対象としてでしかなかったといってよい。いいかえれば、それらの政治論文はマキアヴェリが非難したように、厳しい政治の現実に対して何らの有効性ももちえないものにすぎず、「支配者に対する甘ったるく、うやうやしい忠言⁹⁾」としか映ってはこなかったのである。

確かに、近代をはるかにとおく歩んできてしまった私たちの眼から見ると、〈君主の鑑〉に盛り込まれている内容はいかにも古臭く、退屈な議論の寄せ集めのように見える。のちに詳しく採りあげることになるが、そこには政治の現実との緊張関係を欠いた、名君たる資格についての抹香臭い宗教的指針や道徳的訓戒が並べられているばかりである。しかし、それらがどんなに陳腐なものに見えようとも、中世はこの〈君主の鑑〉と呼ばれる言語形式でその政治思想

《君主の鑑》(1)

を表明したことは打ち消すことのできない事実である。そうであれば、すくなくとも中世の政治思想を問題にしようとする私たちにはまずそれらを虚心に読み込む努力が要請されていることになる。

さて、ふつう〈君主の鑑〉の代表的著作として知られているのは例えば、ジョン・オブ・ソルズベリー (John of Salisbury. 1115頃—80) の『ポリクラティクス』(*Policraticus*. 1159) とか、ギラルドゥス・カンブレンシス (Giraldus Cambrensis. 1147／48—1223) の『君主教育論』(*De Instructione Principis*, 1217), ボヴェーのヴィンケンティウス (Vincentius, 1184／94—1264) の『君主の道徳教育について』(*De morali principis institutione*, 1260—63), あるいはトマス・アクィナス (Thomas Aquinas, 1224／25—74) の『君主統治論』(*De regimine principum*, 1265／66) やかれの弟子、エギディウス・ロマヌス (Aegidius Romanus, 1247—1316) の同名の著作 (1287頃), さらにはダンテ (Dante Alighieri, 1265—1321) の『帝政論』(*De Monarchia*, 1310頃) やエラスムス (Desiderius Erasmus, 1466頃—1536) の『キリスト教君主の教育』(*Institutio principis christiani*, 1516) などである。

しかし、これらの作品はそれぞれ当時の知的世界において、孤立した現象として執筆されたわけではない。それらの背後には、文字どおり無数の同種同名の書物が書かれている。それは時間（歴史）的にも空間（地域）的にもきわめて広い範囲にわたっているが、この事実をはっきりおさえておくために、以下のリストを掲げておこう¹⁰⁾。

イングランド	John of Salisbury (1159) ; Giraldus Cambrensis, <i>De principis instructione</i> (1217) ; John of Wales, <i>Breviloquun</i> (a. 1303) ; John Gower, <i>Confessio amantis</i> (c. 1390) ; Thomas Hoccleve, <i>De regimine principum</i> (1411—12) ; John Fortescue, <i>The Difference between an Absolute and a Limited Monarchy</i> (p. 1471) ; Edmonde Dudley, <i>The Tree of the Commonwealth</i> (1509—10) ; Thomas More, <i>Utopia</i> (1516) ; Thomas Elyot, <i>The Boke Named the Governour</i> (1531) ; Thomas Starkey, <i>The Dialogue</i> (1538) ; James I, <i>Baσιλεύς Αώρον</i> (1603).
--------	--

獨協法學

フランス	<p>Thomas Cantipratensis, <i>Bonum universale de apibus</i> (1258—61) ; Gilbert of Tournai, <i>Eruditio regum et principum</i> (1259) ; Jean de Launha (or de Limoges), <i>Somnium Pharaonis</i> (c. 1250) ; Vincent of Beauvais (a. 1264) ; Aegidius Romanus (c. 1285) ; Jacques de Cessoles, <i>De Moribus Hominum et Officiis Nobilium</i>, etc. (c. 1300) ; Jean d'Anneaux, <i>De regimine principum</i> (early 14th cent.) ; Pierre du Bois, <i>De recuperatione terrae sanctae</i> (1305—07) ; Anonymous, <i>De informatione principum</i> (a. 1314) ; Durand de Champagne, <i>Speculum dominarum</i> (c. 1371) ; Pierre Salemon, <i>Dialogues and Letters to Charles VI</i> (a. 1422) ; Philippe de Maisières, <i>Le songe du vieil pelerin</i> (1389) ; Louis XI (really by Pierre Chayonet of the court), <i>Rosier des guerres</i> (1461) ; Guillaume Budé <i>De l'institution du prince</i> (1516) ; François Rabelais, <i>Gargantua</i> (1532) ; Innocent Gentillet, <i>Discours d'estat sur les moyens de gouverner et maintenir en bonne paix un royaume et un principauté contra Nicol. Machiavel</i> (a. 1576) ; Jean Bodin, <i>De institutione principis aut alius nobilioris ingenii</i> (a. 1596) ; Pelletier, <i>La lecon du prince : L'instruisant des vertus plus nécessaires à bien et heureusement gouverner ses peuples</i> (1608) ; Abraham de la Faye, <i>Miroir des actions vertueuses d'un jeune prince, représentées en forme de dialogues</i> (1613) ; Pierre Nicole, <i>De l'Éducation d'un prince</i> (1671) ; Anthony Varillas, <i>La pratique de l'Éducation des princes</i> (1684) ; Anonymous (in time of Louis XIV). <i>L'Art d'Élever un prince</i> (1688) ; de Fontenay, <i>Lettres sur l'Éducation des princes</i> (17th cent.) ; Louis XIV, <i>Letters to his grandson</i> (1700) ; François Fénelon, <i>Les aventures de Télémaque, fils d'Ulysse</i> (1700).</p>
イタリア	<p>Thomas Aquinas, <i>De regimine principum</i> (1265) ; Guillaume Perrault, <i>De regimine principum</i> (a. 1275) ; William of Prato, <i>De eruditione principum</i> (a. 1284) ; Bruneto Latini, <i>Tresor</i> (a. 1294) ; Dante, <i>De monarchia</i> (c. 1310) ; Marsilio of Padua, <i>Defensor pacis</i> (c. 1324) ; Lenardo Bruni, <i>De studiis et litteris, for Battista de' Malatesti of Urbino</i> (a. 1444) ; Aen-</p>

『君主の鑑』(1)

eas Sylvius Piccolomini, *Letter to Sigismund of Tirol* (1443), and *De liberorum educatione*, for Ladislaus of Hungary (1449) ; Francesco Filefo, *De morali disciplina*, and *Letter to Giovan Sforza* (a. 1481) ; Baptista Saccus Platina, *Principis Διατήπωσις* (a. 1481) ; Francesco Patrizi *De regni et regis institutione*, and *De institutione reipublicae* (a. 1464) ; Joannus Jovianus Pontanus, *De principe liber* (a. 1503) ; Bracciolini Poggio, *De officiis principis* (1504) ; Nicolo Machiavelli *Il Principe* (1513) ; Augustino Nifo, *Libellus de his que ab optimis principibus agenda sunt* (1521) ; Balthasar Castiglione, *Il Cortegiano* (1528) ; Membrano Roseo da Fabriano, *La institutione del principe Christiano* (a translation of Guevara's work ; in 1543) ; Faustus Longianus (Sebastian Fausto "Da Longiano"), *De instituendo principis filio, a decennio usque ad annos iudicii* (c. 1550) ; Hieronymus Cagnolus, *De recta principis institutione liber* (a. 1551) ; Albericus Gentilis, *Regales disputationes* (late 16th cent.) ; Roberto Bellarimo, *De officio principis christiani* (late 16th cent.) ; Francesco Piccolomini, *Breve discorso della istituzione di un principe* (a. 1604) ; Giovanni Botero, *Della riputazione del principe* (1601) ; Marcus Antonius Natta, *De doctrina principum* (early 16th cent.) ; Pierre Aldobrandini, *De perfecto principe apothegmata* (1608) ; Tomaso Tomasi, *The Learned Prince* (1643) ; Marco Aurelio Severino, *La filosofia overo il perche degli Scacchi* (a. 1656) ; Pietro Sforza Pallavicino, *An princeps debeat esse literatus* (a. 1667).

ド イ ツ

Engelbert of Volkersdorf, *De regimine principum* (a. 1327) ; Ingold, *Das goldene spiel* (late 15th cent.) ; Friederich Lant, *Kaiser Sigismunds Rath* (c. 1452) ; Jacob Wimpfeling, *Agatharchia* (1498) ; Urbanus Regius, *Handbüchlein eines christlichen Fürstens* (1536) ; Georg Lauterbeck, *Regentenbuch aus vielen trepplichen alten und neuen Historien zusammen gezogen* (1537) ; Reinhard Lorich, *De institutione principum loci communes* (1538) ; Elizabeth von Braunsch-

獨 協 法 學

weig, *Eine Ordnung und Unterweisung zu künftiger und angehenden Regierung, u. s. w.*, for her son (1545) ; Wolfgang Sedelius, *Wie sich ein Christlicher Herr, so Landt und Leut zu regieren unter ihm hat, vor schedlicher Phantasey verhüten soll* (1547) ; Philip Melanchthon, *Institutio Joanni Friderici Ducis Pomeraniae* (a. 1560) ; Leonhardt Werner, *Furstlicher Frostspiegel* (1562) ; Anna Maria von Brandenburg, *Furstenspiegel* (?), for her son Albrecht Frierich (1563) ; Conrad Heresbach, *De educandis erudiendisque principum liberis, etc.* (1570) ; Julius von Braunschweig, instructions for his son (1579) ; Johann Lauterbach, *Princeps christianus* (1597) ; Bernard Nüssler, *Princeps litteratus* (1618) ; Sylvester Kundtmann, *Schola principum iuniorum* (1631) ; Maximilian of Bavaria, *Der Christliche Fürst oder Vätterliche Ermahnung, etc.* (1640) ; Heinrich zu Limburg, *Thesaurus paternus* (1667) ; Athanasius Kircher, *Principis christiani archetypon politicum* (1672) ; Christian Thomasius, *Introductio in philosophiam aultcam* (1688) ; Cottfried Leibnitz, *Projet de l'éducation d'un prince* (1693).

スペイン	Alvaro Pelyo, <i>Liber amplius.....de perfecto et christiano regimine principum</i> (1334) ; Francisco Ximenes, <i>Regiment de princeps</i> (14th cent.) ; Antonio de Guevara, <i>Horologium principum</i> (1529) ; Sebastianus Foxius Marzillus, <i>De regni regisque institutione</i> (1566) ; Pedro de Rivandeiro, <i>Tratado de la religion y virtudes que debe tener el principe para gobernar y conservar sus estados</i> (late 16th cent.) ; Juan Mariana, <i>De rege et regis institutione</i> (1599) ; Diego de Saavedra, <i>Idea de un principe politico-christiano</i> (1640) ; Pedro Goncalez de Salcedo, <i>Nudricion real</i> (1671).
ポルトガル	Jerome Osorio, <i>De regis institutione et disciplina</i> (a. 1580).
ハンガリー	Lippo Brandolini (while at the court of King Mathias), <i>De comparatione reipublicae et regni</i> (a. 1497) ; Michael

《君主の鑑》(1)

	(Vicar of St. Maria near Prague), <i>De regimine principum</i> (a. 1401).
ボヘミア	John Dubrava, <i>De regiis praeceptis</i> (1520).
ポーランド	Stanislaus Orichovius Roxolanus, <i>Fidelis subditus sive de institutione regia</i> (a. 1561) ; Laurentius Grimalius Goslicius, <i>De optimo senatore</i> (c. 1600).
スイス	John Calvin, <i>Institutiones</i> (1536).
オランダ	Philip of Leyden, <i>De reipublicae cura et sorte principantis</i> (a. 1380).
ベルギー	Humbert Leonhard, <i>De regimine principum</i> (a. 1490).
スエーデン	Anonymous, <i>Kununga og høfdinga stylse</i> (Regum Principumque institutio), 1669.

このようなリストを目のあたりにして、人は何を感じるだろうか。そこに、ただ時代の遺物としての、つまらぬガラクタの山を見るだけだろうか。あるいはむしろ、これだけの量的存在を見せつけられて、何らかの意味の掘り起こしの必要性を感じるだろうか。私としては、こうしたリストを一覧表にして示したのはほかでもない。いまではすっかり忘れ去られているかのように思われるこの種の著作群がかつてはむしろ学芸や思想の世界の主流に位置していたことを改めて再確認しておきたかったのである。それらは見られるように、12世紀から17世紀にわたって連綿と書き続けられた。しかし、その伝統は節を改めて触れるように、その起源を古代にもち、9世紀、カロリング・ルネサンスの時代にはすでにかなりの書物が書かれている¹¹⁾。そして他方、下っては19世紀にいたってもその伝統は生き残っているのである¹²⁾。

時として、私たちはマキアヴェリの登場によってこのジャンルが完全に抹殺されたかのような錯覚をもつが、この膨大なリストを眺めれば、それが間違いであることに気付く。そして、これほどの歴史的な厚みをもつこの独特な文学ジャンルがそれ自体、一個の明確な研究対象として扱われてきたことがほとんどないということは、どうみても片手落ちであるとの印象を禁じえない。くどいようだが、そこにはやはり、それなりの意味の内実が匿されているというべ

獨協法學

きであろう。では、いったい、それはどのようなものなのであろうか。

III 〈君主の鑑〉——一つの定義

〈君主の鑑〉——こういう名称で一括される、おびただしい数の中世の政治論文とはどのようなものであり、それらを貫く本質的な性格とは何なのか。

こう改めて問うてみると、その問い合わせの核心的部分に直接届くような明快な解答を私たちは必ずしももち合わせていないことに気付く。その良い証拠は政治学や政治思想史のおもだった辞典類をあたってみても、こうした項目を目にすることがほとんどないことだろう。ということは、少なくともこれらの分野では、この概念はまだはっきりとしたものになっていないということになる。

もちろん、それには前節で掲げておいたように、これらの作品が膨大な量にのぼるので、その全貌が明らかになるのは容易なことではないという点があざかっている。だがそれ以上に、いくつかの例外的な著作を除いては、それらはおしなべてステレオタイプ的で陳腐であり、具体的な政治生活とは関係のないものと判断され、歴史家の興味を引いてこなかったこと¹³⁾が大きいのは繰り返すまでもない。

ところで、管見の限りでは、『新カトリック百科辞典』(1966年)が〈君主の鑑〉の項目を載せている¹⁴⁾。そこで、さしあたりその記述を手掛かりに考察をすすめていくことにしよう。この項目の執筆者、L. W. スピッツによれば、〈君主の鑑〉(*Mirror of Princes*) は次のように定義される。

「理想的な君主のモデルが描かれている文学ジャンル。特に、中世後期とルネサンス期に流布し、*Speculum principum* と呼ばれる。」

この種の論文は三つの相関連するタイプから成る。一つは、有名な君主を、その人格の高潔性と経験の才を強調して伝記的に描いたもの、第二には、歴史的な人物を高度に理想化し、詩的に描いたもので、それによってそれを読む貴族に最大限の理想的な影響を与えることを意図したもの、第三は、君主の行為のための実用的な規則、原理および規範を示したもの、である。いくつかの文献では、政治の運営についての実際的議論から、支配者の職務に関する理論的

《君主の鑑》(1)

な根拠の議論への移行が見られる。」

こうした定義を与えたあとで、スピッツはこのジャンルの起源が古典古代にあり、プラトンやアリストテレス、クセノフォンやイソクラテス、プルタルコス、セネカ、マルクス・アウレリウス、キケロ、小プリニウス、クラウディアヌス、ウェジティウスといった人びとが12世紀から18世紀にかけてのこれらの文献によく引用されたという。そして、アウグスティヌスと偽キプリアヌスが初期中世で最も影響力があり、それを受けて12世紀のジョン・オブ・ソルスベリー以降、ルネサンスに至る時期に数多くの作品が書かれ、マキアヴェリにおいてこのジャンルは刷新されたという。すなわち、『君主論』は良き君主についてのそれまでの伝統的な基準（「良き君主とは良き人物であらねばならないし、臣民にたいして最良の道徳的模範とならねばならない」）を否定し、それにかわって政治的な成功（「臣民の福祉の確保」）をその基準においたのである。その後もこの文学ジャンルは書き続けられたけれども、いずれもただ伝統を踏襲しただけのもので、退屈であり陳腐であるといっている。

以上がスピッツの叙述の大意である。

これによって、ある程度、私たちは〈君主の鑑〉の基本性格の理解に近づくことができる。つまり、これらの著作は第一義的には、君主たる者の理想像を描くことによって、君主（および貴族）を教育することを意図した、教育学的な論文だったということである。そのことをなによりも雄弁に物語るのはこれらの作品の題名それ自体であろう。前掲のリストをもう一度見れば、*De Instructione Principis*（『君主の教育について』）とか、*De morali principis institutione*（『君主の道徳教育について』）あるいは*De regno et regis institutione*（『王権と王の教育について』）といったタイトルが目につくはずである。

そして、〈君主の鑑〉が、いうところの政治的著作というよりもむしろ、こうした教育的な課題を直接に担った著作であったからこそ、マキアヴェリは同じ〈君主論〉を執筆しながら、「ここであらためて私が同じことをとりあげて書くと、明らかに主題のあつかい方に関して、他の著者の意見とちがったものになろう」とわざわざ述べて、これらの伝統から果敢に脱出しようとしたので

獨協法學

ある。この間の事情を見事に言い当てているカッシーラーの言葉を引用しておこう。

「マキアヴェリはこうした仕事〔君主の教育・筆者注〕をやってゆける野心も、また望みももたなかつた。彼の著書は、まったく別の問題に携わり、君主がその権力を獲得し、困難な状況下にそれを維持するにはいかにすべきか、ということのみを説くものである。マキアヴェリは、新たな君主権 (*principati nuovi*) をえた支配者たち、チエザーレ・ボルジャのような人間が《教育》しやすい対象である、と考えるほどナイーヴではなかった。『王の鑑』と自称する以前やまた後の著書においては、君主があたかも鏡をのぞくように、自分の基本的な任務や義務をみるものと考えられた。しかし、マキアヴェリの『君主論』において、そうしたものは何処に見出されるであろうか¹⁵⁾。」

IV <君主の鑑> の歴史

(1) 前 史

「君主があたかも鏡をのぞくように、自分の基本的な任務や義務をみるもの」(カッシーラー)としての<君主の鑑>の起源はスピッツによれば、既に古典古代にある、とされる。確かに、近代民主政治成立以前の政治的特色のひとつが一人の人間(君主)による政治支配の常態化(君主制)にあるとすれば、そのような人間に對して賛辞を呈したり、その心得を述べたりする書物(君主論)が古代に書かれているとしても別段不思議なことではない。

1 ギリシア

イソクラテス (Isocrates, B. C. 436—338) —— こうして、現在までのところこの問題と本格的に取り組んだほとんど唯一といつてもよい研究者、ボーン (Lester K. Born) によれば、この種の作品を書いた最初の人物はプラトンの同時代人で、彼よりも若干年長のイソクラテスである、とされる。即ち、「イソクラテスとともに、我々は君主教育という特別の主題ないしは君主の倫理や

『君主の鑑』(1)

その経験の才といった一般的な問題について書いた、 哲学者や教育家および支配者たちの長い、 一連の系譜を始める事になる¹⁶⁾」。

さて、 その作品というのはキュプロスのサラミス市の支配者、 エヴァゴラス (Evagoras) の子で、 若くして父を継いだニコクレス (Nicocles) のために執筆された『ニコクレスに与う』 (B. C. 374—370頃) である。この書はふつうその姉妹編たる『ニコクレスあるいはキュプロス人』 (B. C. 374—370頃)。これは前書とは反対に、 臣民の義務について略述したもの)、 および『エヴァゴラス』 (B. C. 374に死去したエヴァゴラス追悼のために書かれたもの。B. C. 370頃)。とともにそれらを総称して「キュプロス演説」と呼ばれている¹⁷⁾。したがって、 この書物の何たるか、 を知るためには、 まずこれら「キュプロス演説」が発表されるにいたった時代状況をおさえておかなければならぬ。そしてその時代状況をおさえるためには、 実はさらにその状況を大きく包み込んでいる前5世紀後半から前4世紀後半にかけてのギリシア世界の政治変動、 即ちあの〈ペロポネソス戦争〉 (B. C. 431—404) 後の歴史状況を確認しておかなければならぬ¹⁸⁾。

改めて説明するまでもないことであるが、 この戦争は民主制と海軍国の中のアテナイと、 寡頭制と陸軍国の中のスパルタとがそれぞれの同盟都市——デロス同盟とペロポネソス同盟——を率いてギリシア世界の覇権を争った内戦であった。それは一時代前の〈ペルシア戦争〉 (B. C. 492—479) のような、 異民族 (バルバロイ) を相手とする単純明快な戦いではなかった。そうではなく、 同じギリシア人同士が敵味方に分かれて近親憎悪に近い感情をぶつけ合った戦争で、 〈ギリシアの自殺〉 とまでいわれた。それは「かつてギリシアが嘗めたこともないほどの惨害が全土におそいかかった」 (ツキジデス¹⁹⁾) 戦争であり、「この時生じたごとき実例は、 人間の性情が変わらない限り、 個々の事件の条件の違いに応じて多少の緩急の差や形態の差こそあれ、 未来の歴史にも繰り返されるであろう²⁰⁾」 (同) ような性格の戦争であった。

イソクラテスがアテナイの富裕な楽器製造業者の子として生まれたのは、 この〈ペロポネソス戦争〉 開始の5年前にあたっている²¹⁾。したがって、 27年間にわたって戦われたこの戦争が祖国アテナイの敗北をもって終結したとき、 彼

獨協法學

は32歳だったことになる。敗戦の痛手は当然のことながら、深刻なものであつたにちがいない。敗戦後、アテナイはリュサンドロス率いるスパルタ駐留軍によっていわゆる「30人僭主」政を強制される（B.C. 404）が、この恐怖政治の批判者であった彼の弁論・修辞術の師のひとり、テラメネスに死刑の宣告が下される。そしてさらに、再び回復した民主制のもとで、〈國家の認める神々を信奉せず、かつまた新しい神格を輸入して罪科を犯している。また青年を腐敗せしめて罪科を犯している²²⁾。〉という理由によって、あのソクラテスが刑死するのである（B.C. 399）。そうしたなかで、彼は富裕だった父の財産を失い、自ら生計の道を立てる必要にせまられることになる。こうして、以後ほぼ10年の間、かれの生活を支えたのは「民衆法廷」（*dekasterion*）での演説つくりをする、「法廷弁論代作人」（*logorabos*）の仕事であった。

著名な著述家、弁論家、教育家としてのイソクラテスの名をギリシア世界に知らしめることになるのは、これから後のことである。前390年頃、彼はアテナイに弁論・修辞学の学校を創立する。これはプラトンの学園アカデメイアの設立に先立つ2、3年前のことであり、いわゆる「ソフィスト」たちの教える弁論術——真理や善惡・正邪の探求を口では唱えながら、その実、単なる見せかけの議論や弁舌の巧みさを金錢をとって教えるだけのこと——とは決定的に異なった、真に「教養」（*paideia*）としての弁論・修辞学を講じる学校であった²³⁾。これとほぼ同時期に執筆された『ソフィスト反駁』は、こうした彼の教育理念を高らかに掲げる戦闘的宣言といってさしつかえない²⁴⁾。では、このイソクラテスの修辞学校と、同じく激しい「ソフィスト」批判を展開したプラトンのアカデメイアとは当時の知的世界において一体、どのような関係に立っていたのだろうか。この当然の設問は行論上、しばらく留保しておこう。修辞学校設立とともに、真に公的な世界への登場を果たしたイソクラテスは、いかなる著作活動を開始したのだろうか。

まずあげねばならないのは、前380年頃に発表された『ペネギュリコス〔民族的祭典演説〕』である²⁵⁾。この書は98歳という信じ難いほどの長い生涯を生きた彼が現実の推移のなかで、それなりの振幅を示したにもかかわらず、ほぼ一貫してもらつづけた一つの政治理念を表明しているという点で注目に値する

《君主の鑑》(1)

ものである。即ち、ここで彼は積年のポリス間の抗争を一刻も早く停止し、全ギリシアがアテナイの主導のもとに打って一丸となり、宿敵ペルシアを討伐すべし、と主張しているのである。この主張のリアリティを感じるためには、当時の状況を簡単に振り返っておこう²⁶⁾。

〈ペロポネソス戦争〉後、スパルタはギリシア世界の霸者となつたが、いわゆるリュクルゴス体制による軍国主義的政策と封鎖的な政策とによってその地位を維持していくことには必ずしも適任ではなかつた。この長期間の戦争でペルシアから借りた莫大な軍事費の返済に苦しんでいたスパルタは前399年、小アジアに出兵し、ペルシアと戦いを交えた。怒ったペルシアはスパルタを敵とするアテナイ、テーバイ、コリントス、アルゴスの諸都市に資金を提供し、同盟を締結させ、スパルタと戦わせた。即ち、〈コリントス戦争〉(B.C. 395—386)である。この戦争でスパルタは大敗し、海上権を一挙に喪失したが、逆にアテナイは再び強国となって、スパルタを脅かすこととなつた。スパルタの外交使節アンタルキダスはここにおいてペルシア王に働きかけ、ペルシアの後ろ盾によってギリシア世界に平和を確立するのに成功した(〈アンタルキダスの和約〉または〈大王の和約〉B.C. 386)。それによれば、スパルタは自己の霸權を維持するために、ペルシアに小アジアのギリシア諸都市(キュプロスを含む)の領有を認め、その代わりに他のギリシア諸都市の「自治」(*autonomia*)を保証させる、ということがうたわれてゐた。この場合しかし、これを承認しない都市に対しては、ペルシア王が軍事的制裁を加えることが認められてゐた。要するに、この和約は事実上、スパルタの「裏切り」による、エーゲ海におけるペルシアの指導権の確立を意味し、これによってギリシア・ポリス社会の衰退はいよいよ決定的な段階に立ち至つたのであった。

アテナイのヘゲモニーのもとに、全ギリシアが一致結束してペルシア打倒を開始すべし、と主張する『パネギュリコス』が執筆されたのは、こうした時代状況のもとにおいてである。このような議論が決してイソクラテスだけのものではなく、当時のアテナイの世論でもあったことは、これとほぼ同時期に書かれた、リュシアスの『葬送演説』や『オリュムピアコス』、プラトンの『メネクセノス』によって知られよう。ともあれ、『パネギュリコス』公刊の後ほど

獨協法學

なく、B.C. 377年に、アテナイは〈第2次アテナイ海上同盟〉を組織してスバルタと、その背後のペルシアに対抗することとなる。これはアテナイの最盛期を印す〈デロス同盟〉(B.C. 477) の成立からちょうど100年目のことであったが、この同盟の理論的契機を提供したのはイソクラテスの著作であったともいわれる。しかし、この同盟の内容は前回のようなアテナイのヘグモニーの明確な確立をうたうものでは決してなかった。それは総じて〈アンタルキダスの和約〉の規定の枠組を尊重するもので、同盟諸都市の自治権を承認し、それから小額の分担金を徴収するだけで駐留軍も置かず、植民地支配の意図を禁ずるものであった。そこで、アテナイは一時的には同盟の盟主としての地位を誇ることとなるが、次第に同盟諸都市への圧迫の度を強めていき、ついにペルシアの策動も手伝って〈同盟戦争〉(B.C. 357—355) を引き起こすことになる。この戦いにアテナイは敗れ、以後再びギリシア世界のヘグモニーを回復することはなかった。

さて、いわゆる「キュプロス演説」(B.C. 374—370) は以上のような史的背景、つまり前386年の〈アンタルキダスの和約〉から、前355年の〈同盟市戦争〉における祖国アテナイの敗北の間の時期に書かれている。イソクラテスが『パネギュリコス』において、アテナイ主導によるギリシア世界の統一と共通の大義たるペルシア討伐とを熱烈に説いたにもかかわらず、現実の政治的推移は彼の願いを打ち砕かないではおかなかった。この推移のなかで、彼はアテナイの將軍で彼の弟子でもあるティモテオスに期待するところ大であったが、そのティモテオスがスバルタの圧迫を逃れるべくアテナイに救援を求めてきたコルキュラを救済しえなかった責任を問われて失脚してしまう。この事件は彼の期待を最終的に裏切ったのであった²⁷⁾。キュプロスの君主、エウアゴラスとその子、ニコクレスを知ったのは、そのティモテオスを通じてであったといわれる。当時、エウアゴラスとアテナイとの関係はまことに親密であり、〈コリントス戦争〉のクニドスの海戦(B.C. 394)で、エウアゴラスはアテナイの將軍コノンに力を貸したのであったが、そのコノンの子がティモテオスである²⁸⁾。このような経緯を念頭に入れると、後述するように、その長い経験において決して君主制主義者とはいえない彼が君主制への志向性を示している「キ

《君主の鑑》(1)

ュプロス演説」——上述のように、『ニコクレスに与う』では君主の義務が、『ニコクレスあるいはキュプロス人』では反対に臣民の義務（ただし、そのうちの chapter 29—47ではニコクレス自身の義務について語られている）が、そして『エヴァゴラス』では亡き名君への追悼が展開されている——は必ずしも一都市キュプロスやその他の支配者への一回的な贅辞や勧告に限られたものではなく、実は危機に直面して、なすところなく流されようとしている祖国アテナイへの、形を変えた警世の書であったといえるであろう。

『ニコクレスに与う』は、君主（ニコクレス）に対してどのような勧告を与えているのだろうか。その要点を簡単に拾いだしてみよう。彼はまず、君主に対して人が衣裳や美術品や金銀を献上するのはよくある習わしであるが、それはある意図を秘めてのことであるのに対し、自分が与えようとしているのはそうしたものではなく、本当の意味で最も有用な贈り物である²⁹⁾、という。そして、「君主の職務は、人間の諸機能のうちで最も重要なもので、最大の英知を必要とする³⁰⁾」というのである。では、そのような君主の果たすべき義務は何なのか。それは〈危機にある国家を救済すること〉であり、〈国家を繁栄のうちに維持すること〉であり、そして〈国家をより大きく発展させること〉である³¹⁾。こうした基本的な義務を述べた後で、彼は君主に対しさまざまな勧告を行う。君主は「人民を愛し、国を愛さねばならない³²⁾」し、「その統治が人民を受け入れやすいような仕方で、統治しなければならない³³⁾」。そのためには「教育」は「君主の地位を守る最善の方法である³⁴⁾」という。そして、それが「君主と人民の双方に対して平和と幸福を保証するのである³⁵⁾」。その「教育」として、彼は例えればシオドス（B.C. 7 世紀）やテオグニス（B.C. 6 世紀）、フォキュリデス（B.C. 6 世紀）といった詩人たちの詩が読まれねばならないという。なぜなら、それらには教訓的な格言が秘められているのであり、「彼らは、人の振る舞いのための最良の助言者だからである³⁶⁾」。あるいはまた、「歴史」も重要である。「普通の人々にも君主にも等しく訪れた運命や出来事をよく顧みておくことである。というのは、もし貴下が過去の出来事を心に留めておくならば、将来の事柄についてより良く考えることができるであろうから³⁷⁾」。

獨協法學

さらに、統治が永続しうるための条件について、イソクラテスは次のように語る。「あらゆる統治は、それが人民にもっともよく奉仕するときに、最長の生命をもつ³⁸⁾」。「王国を拡大発展させようすることよりも、可能なかぎり賢明に支配することのほうがより重要である³⁹⁾」。「もはや現状に合わない法は、改変されるべきである⁴⁰⁾」。「訴訟は、できるだけ速やかに法廷で解決すべきである⁴¹⁾」。「違反行為は、断じて許されるべきではない⁴²⁾」。「善人は、報われるべきである⁴³⁾」。

こうした言葉はなおも続く。君主の守るべき心得をさらにアト・ランダムに抜き出しておこう。「怒りにまかせて行動してはならないこと⁴⁴⁾」、「自制心をもつこと⁴⁵⁾」、「倫理感をもつこと⁴⁶⁾」、「真理を尊重すること⁴⁷⁾」、「神を敬うこと⁴⁸⁾」、「友人を大切にすること⁴⁹⁾」、「徳をもつこと⁵⁰⁾」、「教養のある人を見習うこと⁵¹⁾」、「良書と対話すること⁵²⁾」、「英知は運命よりも良いことを忘れないこと⁵³⁾」、「追従より批判が自分に対する真の忠告であるのを忘れないこと⁵⁴⁾」、「責任感は名譽と等しいことを知ること⁵⁵⁾」、「私有財産を抑えること⁵⁶⁾」、「時に応じた判断力をもつこと⁵⁷⁾」……。

イソクラテスが『ニコクレスに与う』において示している内容は、ほぼ以上のようなものである。ニコクレスはイソクラテスの弟子でもあったといわれるが、ここには弟子に向かって道徳的訓戒を垂れているといった趣がいくらか感じられるようである。いずれにしても、ここで展開されているのは、〈危機にある国家を救済すること〉、〈国家を繁栄のうちに維持すること〉、そして〈国家をより大きく発展させること〉、これらの目的を成功裏に達成させるためには、君主はいかなる心得をもたねばならないか、を示す教訓的な進言である。ここに見られる論調はしかしながら、後年、あのマキアヴェリが展開した君主の統治術、即ち〈Stato〔国家〕の建設、維持および強化という政治目的に実効的に応えるための君主の支配の技術〉のそれではもとよりない。ここでイソクラテスが力説しているのはそうした政治的成功もさることながら、否むしろそのためにもますます必要とされる政治支配者〔君主〕のもつべき道徳性についてであり、その人格の陶冶についてである。

《君主の鑑》(1)

「人民はみな真面目に生活すべきだという一方で、君主だけが放埒な生き方をしてよいなどと、考へてはなりません。自ら節制して人民の模範となるよう努めることです。国家全体の在り方が君主の写し絵にほかならないことを弁えてください⁵⁸⁾。」

このように、イソクラテスは国家統治の任にあたる君主に対して、なによりもその人格の高潔性を説いている。ここには、およそ〈君主の鑑〉に共通に見られる特徴、即ち君主たる者のなすべき務めと、君主にふさわしい器量や徳性の例示が見られる。私たちは「平和」、「幸福」、「奉仕」、「自制心」、「徳」、「英知」、「責任感」、「節制」……といったタームをのちに幾度となく眼にすることになるであろう。

ところで既に指摘しておいたことであるが、彼の政治思想をその生涯の全体から見れば、彼は決して君主主義者ではなかった⁵⁹⁾。〈同盟市戦争〉において祖国アテナイが敗北を喫した（B.C. 355）頃、彼は敗戦の拠ってきたる原因を反省し、二つの論作を発表して、アテナイの指導層に勧告を与えようと試みている。一つは従来の対外政策（アテナイの海上支配＝帝国主義）を批判し、主戦派に対して全面平和主義を展開した『平和について⁶⁰⁾』であり、いま一つは内政の問題、即ち「行き過ぎた民主制」を批判し、ソロンやクレイステネスらの時代の「往古の制限された民主制」への復帰を説いた『アレイオス・パゴス演説⁶¹⁾』である。これら二書において、彼はひとしく現行の民主制を痛烈に批判しているが、それは必ずしも民主制そのものへの批判ではない。そうではなく、〔彼の考える〕眞の民主制から見れば、現在のそれは決して民主制とはいえない、というのが彼の批判の眼目なのである。例えば、『平和について』のなかの次のような言葉を見られたい。

「それにつけてもまた、ひとが何よりも呆然とさせられることあります。が、諸君は、国家強大化に尽くしてくれたひとびとにならぶ思想傾向の者ではなく、かえってわが国を没落せしめたひとびとに言行ともに追従している連中を、民衆指導者に選び出しているのです。しかも諸君は、誠実な指導者が

獨協法學

悪質な指導者と異なるのは、国家を繁栄に導くことにおいてばかりでなく、さらに民主制それ自体でさえ、前者の指導のもとでは何十年もの間動搖もなく、変化も受けなかったけれども、後者のもとではほんのわずかの間に、もうすでに二回も崩壊の憂き目に遭されたという事実を承知していながらであります⁶²⁾。」

「国家を繁栄に導き」、「国家強大化に尽くす」ところの「誠実な指導者」ではなく、「国家を没落せしめた」ところの「悪質な指導者」をやすやすと選んでいるところに、現今の無制約な民主制の病理がある、と彼はいう。そして、こうした認識をもとにして、彼が危機の救済策としたのが「往古の民主制」への復帰にほかならなかった。『アレイオス・パゴス演説』に耳を傾けてみよう。

「最も民主的であったソロンが制定し、また僭主を追放して人民のためにクレイステネスが再確立したあの民主制を復興させることを望むならば、我々は将来の危険を未然に防止することができるし、また現在の災禍から免れることのできる唯一の道を見つけることができるであろう⁶³⁾。」

祖国アテナイの復権をこのように論じた彼はしかし、アテナイへの希望を次第に喪失していき、やがて台頭してきたマケドニアのフィリッポス (Philippos II, B. C. 382—336) に全ギリシアの盟主たる役割を託すようになる。実に、齢90歳のときに執筆した『フィリッポスに与う』(B. C. 346) がそれである⁶⁴⁾。彼のこの変貌はしばしば手厳しい非難を浴びてきたし、彼の同時代人で、彼と同様な経歴をもちながら、彼とは異なってフィリッポス攻撃の論陣を張ったデモステネス (Demosthenes, B.C. 384—322) のような人物との対比において論じられてもきたが⁶⁵⁾、そうした問題はここでの直接の課題ではない。

本題にもどろう。これまでの叙述で、彼が決して寡頭制を支持したり、君主制に与したりしたわけではなく、むしろほとんど全生涯において根本的には民主制の信奉者であったことが確認できたであろう。確かに、彼の生きた時代の

《君主の鑑》(1)

アテナイ民主制は往時の生き生きとした形態を失っていた。しかし、それでも彼は民主制それ自体を否定しなかった。とすれば、君主たる者の心得を説く『ニコクレスに与う』の意味はどのように受け取るべきなのであろうか。一定の結論をいえば、おそらく彼はここで、彼の理想とする「民主制」——即ち、「父祖の国制」・「往古の民主制」——下での、最も望ましい政治指導者の姿を、キュプロスの君主（ニコクレス）に仮託しながら、明らかにしたのである。ことほどさように、当時のアテナイ民主制の現状は彼の眼には、腐敗し堕落したものに映っていた。「傲慢不遜が民主制であり、法を犯すことが自由であり、厚顔無知な言論が平等であって、どんなことでもできることが幸福である、とみなされている⁶⁶⁾。」と、彼は嘆いている。これは『アレイオス・パゴス演説』のなかの一節であるが、こういう認識はこれに先立つ「キュプロス演説」の頃にも、ほとんど変わらなかったにちがいない。そして、イソクラテスがこのような苦々しい思いで、退廃した祖国の現状を、いまや衆愚政治に墮したアテナイ民主制を眺めていたまさにその同じ時代に、クセノフォンとプラトンがいたのである。

クセノフォン (Xenophon, B. C. 430?—354?)——彼の名は一般には、『ソクラテスの思い出』 (*Apomnemoneumata*)——または『追想録』 (*Memorabilia*)——の作者として知られていよう。この書はプラトンの『ソクラテスの弁明』 (*Apologia Socratis*)——クセノフォンにも同名の作品がある⁶⁸⁾——とともに、歴史的ソクラテスを知るうえでの最も貴重な文献であるが、ここでの主題に限っていえば、ペルシア帝国の始祖、大キュロス (Kyros, B.C. 600?—529) の全生涯を描いた『キュロスの教育』 (*Cyropaedia or Kyrou paideia*)⁶⁹⁾、スパルタ王アゲシラオスの死に対して捧げた頌詞『アゲシラオス』 (*Agesilaus*⁷⁰⁾)、シラクサの僭主ヒエロン (Hieron I, ?—B. C. 467) と詩人シモニデスとの間に取り交わされた対話という形式で書かれた『ヒエロン』 (*Hieron*)⁷¹⁾に注目しなければならない。これらの著作がどのような背景のなかで執筆されたのかを知るために、かれの生涯を簡単に振り返っておきたい。

彼は前430年頃、アテナイの富裕な市民、グリュロスの子として生まれた⁷²⁾。

獨協法學

イソクラテスが生まれてから6年ほど後のことであるが、死亡したのはイソクラテスよりも4半世紀ほど早い。しかし、ペロポネソス戦争とその敗戦、およびそれに続く師ソクラテスの死が青年期に与えた決定的な影響という点で、両者はまさに同時代人ということができる。とはいっても、その行動的で波乱に満ちた生涯という点では、どちらかといえば、静の人で、文字通り天寿を全うしたイソクラテスとは大いに異なっている。

3世紀の人、ディオゲネス・ラエルティオスの『哲学者列伝』(Vitae philosophorum)によると⁷³⁾、クセノフォンは「慎み深い人で、たいへん恵まれた容姿の持ち主」であったらしい。ソクラテスとの出会いについては、次のように書かれている。彼がソクラテスに出会ったのは、ある狭い路地で、その時、ソクラテスは持っていた杖を突き出して、彼の行く手をさえぎり、食料品の名をそれぞれ言って、それをどこで売っているかを尋ねた。彼が答えると、今度は、人はどこへ行ったら、立派なすぐれた者になれるか、と尋ねた。彼が返答に窮していると、それなら、私に付いてきて、勉強しなさい、といった。そこで、それ以後、彼はソクラテスの弟子になったというのである。

ところで、27年の長きにわたったペロポネソス戦争がアテナイの敗北(B.C. 404)に終わり、祖国の現状に幻滅を感じた彼は新天地を求めて、ペルシアに渡ることになる。このペルシア行は古い友人で、ボイオティア出身のプロクセノスなる人物の勧誘によるもので、彼が来るならば、キュロス(B.C. 427?—401)——上記の大キュロスと区別して、小キュロスともいう。小アジア、リュディアの大守。ペルシア王アルタクセルクセスⅡ世の弟——に紹介するから、というのであった。この話がもちあがった時、クセノフォンから相談を受けたソクラテスは、当時、キュロスがスパルタ側に肩入れして、対アテナイ戦に積極的に協力している人物と考えられていたので、キュロスに近付くことは危険であると忠告した⁷⁴⁾。しかし、クセノフォンの決意は変わらず、彼はサルディスのキュロスの許に赴くことになる。これが師ソクラテスとの最後の別れになることも、また自分自身の身の上に予期せぬ運命のいたずらが待ち受けていることも、彼は知るよしもなかったにちがいない。

平明な文体、修辞や技巧を排した簡潔で明晰な散文によって、古来、名著の

《君主の鑑》(1)

誉れの高い『アナバシス⁷⁵⁾』は、希望に燃えてペルシアの王弟（キュロス）の陣営に加わったギリシアの一青年（クセノフォン）が大国ペルシア王家の内紛に巻き込まれて、実に1年3ヶ月にわたる小アジア半島一周の遠征と撤退の行軍を余儀なくされた体験の、彼自身の筆になる壯絶な記録である。彼がキュロスの宮廷のあるサルディスに到着すると、既にキュロスの軍勢は動き始めていた。これが兄のペルシア王アルタクセルクセスII世に対する謀反の遠征であることを彼は知らなかった。それはキュロスの胸中にのみ秘められてあったことで、キュロスは自己の野望を遂げるべく己れの大軍10万と、1万数千のギリシア人傭兵の混成部隊を組織して蜂起したのであった。そのギリシア兵1万数千人のなかの一人に、当初、「指揮官としてでも、隊長としてでも、また兵士としてでもない⁷⁶⁾」一員として、クセノフォンがいたのである。前401年の春、3月、サルディスを発ったキュロス軍は半年後、ペルシア帝国の中心都市、バビロン近郊に達し、ほどなくクナクサの平原で大王の大軍100万と相対峙する。この戦いでギリシア人部隊は勇猛果敢な働きを示すが、そのままを見て大いに喜び、自らを制し切れず、勢い余って大王の陣営深く突進し過ぎたキュロスは大王の親衛隊の手にかかる絶命してしまう。こうして、キュロスの全軍は大王の軍門にくだり、ギリシア軍も主を失って孤立することになる。やがて休戦の交渉が始まるが、ペルシア軍の將軍ディッサペルネスの謀略に会い、総指揮官クレアルコス以下、ギリシア軍の主だった將軍たち全員が殺される。クセノフォンが殺されたプロクセノスに代わって、ボイオティアの兵士を指揮する隊長に選ばれたのは、この時である。

前401年の9月、クナクサの戦闘で破れ、取り残されたギリシア人傭兵およそ1万の指揮官の一人として、クセノフォンは体勢を整え直し、ペルシアの騎兵や山岳地方に潜む部族の攻撃を避けながら、小アジアの奥地を飢えと寒気に耐えつつ退却の旅を続ける。この長く、苦しい逃避行の詳細については、『アナバシス』に譲ろう。私たちはただ、彼ら一行が前400年2月、ようやくにして黒海沿岸のギリシア人の町トラペズスに到着したこと、それから海路と陸路とにそれぞれ分かれ、ビュザンティオンに出たこと（同年10月）、しかし苦難はまだ去らず、6千に減少していた彼らギリシア兵たちはトラキア王セウテス

獨協法學

の許に一時、身を寄せ、そこで冬を越したこと、そして最後に（前399年の初め）、ペルガモンに行き、ペルシアと対決の意志を固めていたスパルタの將軍ティブロンの配下に加わったこと、を確認すればよいであろう。

『アナバシス』の記述は、ここで終わっている⁷⁷⁾。しかし、クセノフォンの生の軌跡はもちろん、これで閉じられるわけではない。旧キュロス軍を率いて、スパルタのティブロンの軍隊に入っていた時に、祖国アテナイでは、師ソクラテスに死刑の宣告が下された。同じ年（前399年）、ティブロンに代わってデルキュリダスが將軍になるが、前396年には、スパルタ王アゲシラオス（Agesilaos, B. C. 444—360）が対ペルシア戦の指揮に直接あたることになる。このアゲシラオスとの出会いが、その後のクセノフォンの運命を決定することになる。前395年、アテナイ、テーバイ、コリントス、アルゴスの反スパルタ同盟とスパルタとの間に、〈コリントス戦争〉が勃発した。翌前394年、ギリシア本土に戻ったアゲシラオスにクセノフォンも同行したが、彼はボイオティアのコロネイアで、アテナイとテーバイの連合軍と戦闘を交え、スパルタのために勳功を立てた。それはいうまでもなく、祖国への反逆行為であり、アテナイはこれに対し追放令をもって彼に応えたのであった（それが解かれるのは、これよりほぼ4半世紀後の前369年頃、アテナイが外交政策を転換し、スパルタと和睦を結んでテーバイと対立することになった時である）。この事態にアゲシラオスは大いに同情し、オリュンピア近郊のスキルスに広大な土地を彼に送った。クセノフォンがその生涯のなかで落ち着いた田園生活を家族とともに過ごしたのは、おそらくこの時期だけであったろう。スキルスでの生活はほぼ20年に及んだが、真に平穀だったのはそのうちの5、6年のことだったと思われる。前371年、スパルタはレウクトラの戦いでテーバイに破れ、この機に乗じてエリスがクセノフォンのいるスキルスを占領した。彼は家族を連れて、この地を脱出しなければならなかった。最終的に落ち着いたのはコリントスで、彼が祖国アテナイに帰ったか否か、は定かではない。しかし、彼の追放令が撤回された後、彼の二人の息子はアテナイで軍務に服し、うち一人（グリュロス）はマンティネイアの戦いで戦死している。彼自身の死はそれから8年ほど後の、前354年頃のことと思われる。

《君主の鑑》(1)

さて、こうした彼の経験と生涯が彼の政治に対する見方を大きく決定することになるのは、至極当然のことといわねばならない。『アナバシス』に示された過酷な極限状況を生き抜いた彼には、同じようなギリギリの限界状況を乗り越えた者の常として、政治をなによりも個人と集団との異常な緊張状態と見、それに耐え抜き、それを見事に克服できるような傑出した個人のなかに理想の支配者像を求める傾向が見られるといってよいかもしれない。そして、事実、ペロポネソス戦争の敗戦の後、墮落し、腐敗した民主制の下において、師ソクラテスを失わねばならなかった彼は同じ立場のプラトンと同様に、そうした民主制に批判的であるだけでなく、君主制主義者でもあった。しかも、プラトンとは異なり、軍事的君主制主義者でもあったのである⁷⁸⁾。それには、彼自身、キュロスとアゲシラオスの下でペルシアと実際に戦闘を交えた軍人であったこと、また彼の時代には、それまでの軍隊の在り方、即ち市民が戦士として自弁で武具を調達して戦場に臨むといった、いわば市民軍にとって代わり、職業的軍隊組織が成長していたことが重大に作用していよう⁷⁹⁾。しかし、このことは、彼が僭主制の支持者であったことを決して意味してはいない。スキルスでの平穏な日々に書かれたとされる『ソクラテスの思い出』のなかで、ソクラテスの考え方として彼が紹介している次のような言葉はそのまま彼自身のものでもあった。

「君主制と僭主制とは、いずれも政体であると彼は考えたが、しかし両者の間には相違があるというのであった。なんとなれば、彼の考えでは、人々がこれを承服し、かつ国法によって治めるのが君主制であり、これに反して、人々の意にそむき、法によらず、為政者の勝手によって治めるのが僭主制であった⁸⁰⁾。」

こうして、彼の晩年に書かれたと推定されている、シラクサの僭主ヒエロンと詩人ケオスのシモニデスとの想像上の対話『ヒエロン』で彼が意図したのは、一つは僭主は人民の利益を顧慮することなく支配するので、個々の市民よりも不幸である、ということ、もう一つはどのようにすれば、僭主は人民の愛

獨協法學

着を勝ち取ることができるか、そしてそのことによって、彼自身が幸福になれるか、ということであった⁸¹⁾。

クセノフォンはこの書で、例えば君主というものは重い責任を担っているので⁸²⁾、良き君主は普通の人間よりもはるかに享楽生活を送らないものであるということ⁸³⁾、追従に苦しむことが多いこと⁸⁴⁾、人民から愛着を受けることは最大の祝福である⁸⁵⁾けれども、本当の愛着か否かは判らないこと⁸⁶⁾、常に危険にさらされていること⁸⁷⁾、いかなる者も本当の意味では信用できないこと⁸⁸⁾、等々を問題にした後、その末尾でシモニデスに次のように語らせている。

「ヒエロンよ、心せよ。多くの良き友をもちなさい、それによって自分自身が豊かになるだろうから。国家を称揚せよ、それによって権力を掌握できるだろうから。国家に同盟国を得させよ。そうすれば、自分にとっても、支持者が得られるだろうから。祖国を己のものと考えよ、市民を同志と、友を自分の子供と、息子たちを自分の生命と同じほど大切な所有物と考えよ。これらのことすべてを誰よりも思いやりのある行動でやり遂げるようになさい。そうすれば、敵さえも抵抗できなくなるだろう。／これらのことすべてを成し遂げるならば、世界のなかで最も素晴らしい、最も恵まれた所有物を有することになるのは確実である。なぜなら、あなたの幸福を羨むものは誰もいないだろうから⁸⁹⁾。」

『ヒエロン』で展開されている、このような議論、とりわけ僭主についての議論は早くからプラトンとのある類似点が指摘されてきており⁹⁰⁾、またその僭主概念の重要性については、レオ・シュトラウスによる詳細な研究もある⁹¹⁾。私たちはここでは、クセノフォンが君主と僭主とを明確に区別したソクラテスの教えを踏襲しつつ、るべき君主の心得を説いている、という点を再度確認するだけよいであろう。

『ヒエロン』と同じく、晩年に書かれた『アゲシラオス』——上述のように、スパルタ王アゲシラオスの死（B.C. 360）を悼んで捧げられた——においても、アゲシラオスを称賛する形で君主への道徳的勧告が展開されている。

《君主の鑑》(1)

そこで君主のもつべき徳性として第一に挙げられているのは「敬虔」、「正義」、「自制」、「勇気」、「英知」である。これらの徳性については、彼の他の著作、『ソクラテスの思い出』や『キュロスの教育』においても同様に強調されているところであるが、かれはここでさらに「愛国心」を付け加えている⁹²⁾。そして、次のようにいうのである。

「思うに、彼〔アゲシラオス〕はまさに善性の完全な具現と見なしうる人間そのものである。……アゲシラオスのもっている徳は、道徳的善性を習慣にまでさせたいと願う人民にとって高貴な模範となるであろう⁹³⁾。」

このようにクセノフォンはアゲシラオスのなかに理想の君主の姿を見ているわけであるが、ここで描かれている君主の在り方はイソクラテスが『エウアゴラス』で説いているそれとさして変わらない。イソクラテスの『エウアゴラス』も実際の歴史上の君主を称賛した散文であるが、クセノフォンは明らかにこの作品をモデルとして『アゲシラオス』の最初の部分を執筆したといわれる。それはともあれ、クセノフォンの著作のなかで真に注目すべきなのは、なんといっても最晩年に書かれたとされる長大な書『キュロスの教育』であろう。

既に言及しておいたように、この作品はアケメネス朝ペルシア帝国の創設者、大キュロスの全生涯を描いたものであるが、これはかなり変わった書物でもある。彼の著作は大雑把に分類すると「歴史」、「哲学」および「諸評論」に分かれるといわれるが、これはそのいずれにも収まり切れない。即ち、歴史的ではあるが、歴史ではなく、ソクラテス流の対話形式をもった書物ではあるが、哲学ともいえない。教育、倫理、政治、戦術といったさまざまな問題を扱ってはいるが、しかし評論ではない。伝記的なものではあるが、伝記ともいえない。かと思うと、パンティアとアプラダタスの挿話のように、非常に魅力的なラブ・ストーリーもある。そこで、西洋文学における歴史的ロマンスのパイオニア的作品というのがもっともふさわしい、とこの書の校閲者、ヴァルター・ミラーは見ている⁹⁴⁾。

獨協法學

全体は8巻からなっており、各巻の表題を記せば、次のようになる、第Ⅰ巻 キュロスの少年時代、第Ⅱ巻 軍隊の再編成、第Ⅲ巻 アルメニアとスキュティアの征服、第Ⅳ巻 アッシリア人の第1、第2陣地の占領、第Ⅴ巻ゴブリュアスとガダカス、第Ⅵ巻 大戦前夜、第Ⅶ巻 大戦、第Ⅷ巻 帝国の組織化。

ここからもある程度判るように、この作品の題名、『キュロスの教育』(*Cyropaedia, The Education of Cyrus*)はある意味では誤解を与えるやすい⁹⁵⁾。つまり、キュロスの少年時代（青年時代も含む）とその教育を扱っているのはわずかに第Ⅰ巻のみであり、あとの7巻の主題は彼自身の教育についてというよりも、彼が他国を征服する過程と新たな帝国における兵士と市民の訓練について、なのである。とはいえ、キュロスの教育を扱った第Ⅰ巻も、統治という至高の問題に関する回答であることに変わりはない。したがって、むしろ私たちはこの書での彼の意図が、理想の君主（キュロス）をもった理想の君主国を描くことであり、そうしてそれを通して統治のあるべき姿を指し示すことにあつた、ということを理解すべきであろう。

では、彼の描く理想の君主像は、いかなるものなのであろうか。この大著に展開されている内容のすべてを明らかにすることは到底できない。しかし、ここでの問題関心に限っていえば、彼が他の他の著作で強調していた諸徳性——「敬虔」、「正義」、「自制」、「勇気」、「英知」など——に加えて、さらに秀れた「軍事的指導性」をもった君主という像が浮かび上がることになる。実際、私たちが既に振り返ってきたように、彼はその生涯の大部分を哲学的思索に没頭したり、現実政治の日常的な過程に参与したりしたのではなかった。そうではなく、彼の生涯の大半は野外での行軍と戦闘、そして撤退と亡命の連続であった。こうした体験が、秀れた心身の健康さ、周囲の状況に対する的確な判断と洞察の力、そうしてなによりも集団を見事に統率することのできる指揮官としての人間的魅力と雄弁等々の資質を彼につよく喚起させないではおかなかつたにちがいない。彼には、『馬術論』『狩獵論』『騎兵隊長論』といった著作⁹⁶⁾があるが、こうしたテーマを特別に扱うこと自体に、既に彼の発想の根源が仄見える。

ともあれ、彼にとって、キュロスこそはそのような諸徳性を身に付けた、考

《君主の鑑》(1)

えられうる最高の理想君主であった。そして、彼はそうした秀れた政治的支配者を生んだペルシア帝国を称え、そこで行われている教育のシステムを重視したのである。

「彼は自分と同じ言葉をしゃべらず、また互いに同じ言葉もしやべらない様々な民族を支配した。そして彼は恐怖心を起こさせて広大な地域を治め、あらゆる人々に恐怖心を植え付けたので、彼に抵抗しようとするものは誰もいなかった。また、すべての人々に彼を悦ばせようと強く欲する気持ちを引き起こすことができたので、彼らは常に彼の意志によって導かれることを願った。さらに、彼は非常に多くの部族を支配下においたので、宮殿から東西南北いずれの方向に向かうにせよ、そうしたすべての部族を訪れることが、難しいほどであった。／我々はこの人がすべての称賛に値すると信じているので、いったい、人々を支配するのにからくも秀れているのは、いかなる出自のゆえだったのか、いかなる天賦の才をもっていたためか、そしてまた彼の受けた教育はいかなるものであったのか、について考えてきた。従って、彼について判ったこと、もしくは判ったと思ったことをここで指し示すつもりである⁹⁷⁾。」

クセノフォンによれば、国家はそれが秀れた国家であるためには、それ自体一つの軍隊のようなものでなければならなかつた⁹⁸⁾。つまり、そこでは、良き市民とは良き兵士のことであり、良き役人のことだったのである⁹⁹⁾。それはそれ固有の等級のシステムと役割の分化に支えられるべきものであった。そして、それらすべてのうえに、賢明な君主が君臨し、彼の下に各人はそれぞれの職務を果たす、というのが彼の理想の国家の在り方であった。

教育が重要視されるのは、まさにこの文脈においてである¹⁰⁰⁾。教育こそはこうした国家の在り方を可能ならしめる最も枢要な要素である。それはたんなる私的な領域のものとして扱われてはならない。それは国家によって行われねばならないし、市民は教育を生涯受け続けるべきであるが、ペルシアにおいてはそれが事実行わされているのである。例えば「少年たちは学校に通い、正義を学ぶために時間を費やす。彼らはこのために学校へ行くのだと言う。しかる

獨協法學

に、我々の国〔アテナイ〕では、読み書きを習うために学校に行く、と少年たちは言っている¹⁰¹⁾。」と、クセノフォンは語る。あるいはまた、「戦場では、指揮官は君主であるのだから、彼は彼自身、狩りに参加するだけでなく、皆が狩りをするように見届けるのである。国家は狩りにかかる費用を負担する。なぜなら、狩りの訓練は戦争の最良の準備だからである。朝早く起き、暑さ寒さに耐え、長い行軍をし、行くところ出会う野獸を撃つことに、それは慣れさせる¹⁰²⁾。」というように、その教育には軍事的訓練がしっかりと課されることはないまでもない。彼によれば、ペルシアでは、このような国家の存立に直接かかわる国家的事業として生涯教育——そこでは、教育は少年、青年、成人および老人の4段階に分かれている——が施されているのであるが、そこでは、それぞれの段階を経て、最も優秀な者が最終的に国家の支配者として人民を指導・統治することになる。そして、その賢人としての国家指導者として、実際にキュロスこそは最も典型的な人物と見なされた。即ち、「父親が子供たちに対して、彼らの生活の糧を充分に与えるように、キュロスは我々がどうしたら繁栄のうちに良き生活ができるか、を我々に教えているようにおもわれる¹⁰³⁾。」

さて、このように、教育はクセノフォンにとって、君主のために（そして國家国民のためにも）必要不可欠な条件であった。この彼の教育観の根底には、師ソクラテスの思想があったことは改めて指摘するまでもあるまい。即ち、再び、『ソクラテスの思い出』のなかの彼の言葉を引用しよう。

「王者及び治者とは権杖を持つ者のことではなく、また群衆によって選ばれた者でもなく、^{レジ}金にあたった者でもなく、詐欺手段を用いた者でもなく、治むる道を心得た者のことであると、〔ソクラテスは〕言った¹⁰⁴⁾。」

『キュロスの教育』はペルシアを舞台にし、『アゲシラオス』はスパルタを素材にして、クセノフォンは君主の政治教育の問題をこのように取り上げたわけであるが、同じく師ソクラテスを葬った祖国アテナイへの失望と幻滅をバネにして、プラトンもまたソクラテスに尊かれながら、国家による道德的英知の推進とそこでの教育による理想的君主の統治に関する独自の考えを『国家』の

《君主の鑑》(1)

なかで展開した。その『国家』は歴史的背景を省いた、クセノフォンの『キュロスの教育』である¹⁰⁵⁾、といわれる。私たちは、次にプラトンの場合を考えみよう。

プラトン (Platon, B. C. 426?—347)——プラトンを〈君主の鑑〉のジャンルのなかに組み入れて、果たしてよいものだろうか。実は、ある重大な一点において、それにはつよい疑義を覚えないわけにはいかない。そして、その点を突っ込んで考えていくと、そこから〈君主の鑑〉の本質的な性格の一つが自づから浮かび上がることになるはずであるが、この概念に直接かかわりをもつ、そうした重要な問題点については章を改めて考えてみるつもりである。したがって、ここでは、ごく大雑把に、彼が理想の支配者をどのように考えたか、という点だけを見てみることにしよう。つまり、〈君主の鑑〉の、あくまでも前史として登場する限りでのプラトンが、ここで問題にされるにすぎない。

さて、プラトンの生涯や著作、またその思想の全体については、いまさら詳しく述べるまでもあるまい。イソクラテスやクセノフォンとは比較しようもなく有名なこの人物については、既にこれまでに数多くの優れた文献が世に出されているので、私たちはここではただ、彼もまたその青年期に前記の二人と同様に、否彼ら以上に、ペロポネソス戦争における祖国アテナイの敗北と師ソクラテスの死に決定的な影響を受けていることを確認するだけでよいであろう。こうした事情をまず彼自身の口から聞いてみることにしよう。彼が75歳の頃に書かれたとされ、自叙伝として名高い『第七書簡¹⁰⁶⁾』で、彼はこう語っている。

「わたしも、かつて若かったころは、じっさい、多くのひとたちと同じような気持でした。自分自身のことを支配できるようになりしだい、すぐにも国家の公共活動へ向おうと、考えたわけです。そこへまたわたしには、国家の情勢から、次のような、ちょっとした偶然が降りかかってきました。／当時の国家体制は多くのひとたちから非難罵倒されていましたが、その体制に変革が起った¹⁰⁷⁾。」

獨協法學

アテナイの名門貴族の家柄に生まれた彼は当然のことながら、「国家の公共活動」＝「政治」の表舞台に出たいと願う野心的な青年であった。その彼が23歳頃のこと、祖国が宿敵スパルタに敗れ、ほどなくスパルタの圧力によりアテナイ民主制は崩壊し、いわゆる「30人僭主」政を強制されることになる。その体制を支えた幾人かの人物のなかには、彼の「親戚筋や知り合いにあたる者」もいた。彼らは早速、プラトンに対して新体制への参加を呼び掛ける。

「わたしが心を動かされたのも、異とするに足りません。なにぶん若かったのですから。つまりわたしは、かれらこそは、世のひとびとを、とかく不正の多かったこれまでの暮らしぶりから、正しい生活態度へと導きながら、国政を運営してくれるであろうと思ったわけです。だから、かれらに対しては、これから何をしようとしているのかと、極力注意を払っていました¹⁰⁸⁾。」

しかし、彼のこの期待は裏切られる。「そうしてみているうちに、これらのひとたちは、ごく短期間に、かえってそれ以前の国家体制のほうを黄金であったと思わせる結果」となったのである。だが、事態はまた彼には好転し始めたかのように思われた。

「あまり月日もたたぬうちに、この三十人政権は挫折し、それとともに、ときの国家体制も一転しました。そして再び、こんどはもっとゆっくりとではありましたが、とにかく公的な政治的な活動への意欲が、わたしをひきつけるようになってきました¹⁰⁹⁾。」

こうして、回復した民主制に彼は期待をつなごうとするが、それも瞬時にして絶望へと変わらないわけにはいかなかった。

「しかし今度も、何かのめぐり合わせから、一部の権力者たちがあのひとを、われわれの同志のソクラテスを、まったく非道きわまる、だれにもましてソクラテスには似つかわしからぬ罪状を押しつけて、法廷へひっぱり出す。す

《君主の鑑》(1)

なわち、かつて、かれら自身が亡命の憂き目を見ていたとき、亡命中の仲間のひとりが非道な仕方で逮捕された際、その連行に手を貸すのを拒否したあのひとを、それを、あるいは不敬犯として告発し、あるいはこれに有罪の票を投じて、死刑に処するにいたったのです¹¹⁰⁾。」

ここにいたって、プラトンの現実政治への参加の夢はついに瓦解する。彼の眼には、現実の国政のありようはまさに「荒廃の一途をたどっていて、その亢進の程度も、啞然とさせられるばかり」に見えた。「味方になってくれる者や信頼できる同志を持たないでは、実際行動はできないとも思われた」し、「そういう同志が現に存在しているのを見つけること」も、「また別に新らしく同志をつくること」も、「ひととおりの容易さではできなくなって」いた。「もはや、何かびっくりするほどの対策と、あわせて幸運をもってしなければ、とうてい治癒されようもないほどに」感じられたのである。残る道はただ一つ、それは次のような〈哲学〉と〈政治〉とを真に一致させることのできる〈哲人王〉の支配以外にはなかった。

「わたしは、国政にせよ個人生活にせよ、およそそのすべての正しいあり方ともいるべきものは、哲学からでなくては見きわめられるものではないと、正しい意味での哲学を称えながら、言明せざるをえませんでした。つまり、『正しい意味において、眞実に哲学している部類のひとたちが、政治上の元首の地位につくか、それとも、現に国々において権力を持っている部類のひとたちが、天与の配分ともいるべき条件に恵まれて、眞実に哲学するようになるかの、どちらかが実現されないかぎり、人類が、禍いから免れることはあるまい』と¹¹¹⁾。」

『第七書簡』でこのように提起されている〈哲人王〉の概念を、プラトンは『国家』のなかで構想することになる。そこで、彼はソクラテスの口を借りて、次のように語っている。

『哲学者たちが国々において王となって統治するのでないかぎり』とぼくは

獨協法學

言った、『あるいは、現在王と呼ばれ、権力者と呼ばれている人たちが、眞實にかつじゅうぶんに哲学するのでないかぎり、すなわち、政治的権力と哲学的精神とが一体化されて、多くの人々の素質が、現在のようにこの二つのどちらかの方向へ別々に進むのを強制的に禁止されるのでないかぎり、……国々にとって不幸のやむときはないし、また人類にとっても同様だとぼくは思う¹¹²⁾。』

〈哲人王〉による「政治的権力と哲学的精神の一体化」——これがプラトン政治思想の最も中枢のテーゼにはかならない。しかし、このようなテーゼが彼自身にとっても、果たして、当時の政治的=知的状況のなかで、簡単に実現可能と思われただろうか。このテーゼは既に彼自身の言葉で確認してきたように、彼の生涯の前半生における体験と思索の結果として産みだされたものであった。しかし、それはまた書斎の平穏な環境のなかで執筆されたのでは決してない。『第七書簡』が伝えるように、哲人統治者の着想を彼は第一回イタリア・シケリア旅行以前に既にはっきりと得ていた。その旅行はしたがって、この思想を胸にしっかりと抱いての出発であった。この旅からアテナイに帰ってまもなく、40歳の彼は自らの思想の実現のための教育活動を開始する。学園アカデメイアの創設である（前387年）¹¹³⁾。『国家』が執筆されたのは、これよりもさらに10年以上後のことであり、おそらくは前375年頃を中心として、彼が50歳から60歳頃までの間とみなされている¹¹⁴⁾。

このことからもある程度窺われるよう、プラトンにとっても、〈政治〉と〈哲学〉の一体化を説くことは決して生やさしいことではなかった。当時的一般的状況のなかで、そうしたことが一体、どのように受け取られていたか、を知ることのできる格好の資料を私たちは彼の前期対話編『ゴルギアス¹¹⁵⁾』のうちに見ることができる。そこで、ソフィストのカリクレスは眞の〈哲学〉を説くソクラテスに面と向かって、例えば次のように言い放っている。

「いいかね、ソクラテス、哲学というものは、たしかに、結構なものだよ、ひとが若い年頃に、ほどよくそれに触れておくぶんにはね。しかし、必要以上にそれにかかづらわっていると、人間を破滅させてしまうことになるのだ。な

《君主の鑑》(1)

ぜなら、せっかくよい素質をもって生まれて來ていても、その年頃をすぎてもまだ哲学をつづけていたのでは、立派なすぐれた人間となって、名聲をうたわれる者となるのにぜひ心得ておかなければならぬことがらを、どれもみな心得ないでしまうにきまっているからだ。すなわち、そのような人間は、國家社会に行われている法律や規則にもうとい者となるし、また、公私いろいろの取り決めにあたって、人びとと交渉するのに用いなければならない口上も知らず、さらに、人間がもついろいろな快楽や欲望にも無経験な者となるからである。つまり、一口でいえば、人はさまざまの性向について、まるっきり心得のない者になるからなのだ。だから、そんな状態で、公私いずれにもせよ、何らかの行動に出るようなことがあれば、物笑いの種になるだけであろう。それはちょうど、政治の仕事にたずさわっている者たちが、逆に、あなた方が日常行っている談話や討論に加わった場合には、物笑いになるだろうとぼくは思うけれど、それとまったく同じことなのだ¹¹⁶⁾。」

これがまさに〈哲学〉に対する世間一般のイメージにほかならなかった。したがって、プラトン自身、自らの主張を『国家』のなかで展開することに少なからず躊躇している。それは彼が「理想国家のあり方と条件」について語るさいに、そこには基本的に三つのパラドックス（「大浪」）がある、と認めないわけにはいかなかったところに端的に表れている¹¹⁷⁾。即ち、彼は理想国家が実現するには、第一の大浪——「男女両性における同一の職務と同一の教育」——と、第二の大浪——「妻女と子供の共有」——、さらに第三の大浪——「学者による国家の統治」——を乗り越えねばならない、とソクラテスにいわせている。そして、この第三の大浪こそ「三つのうちでも最も大きく、最も厄介な大浪」であり、「文字どおり笑いの大浪のように、嘲笑と軽蔑でぼく〔ソクラテス〕を押し流してしまう」虞れがある、というのである。そればかりではない。彼は学者による国家の統治を主張するソクラテスに対して、その聞き手であるグラウコンにこう語らせている。

「ソクラテス、何という言葉、何という説を、あなたは公表されたのでしょうか？」

獨協法學

う！ そんなことを口にされたからには、御覺悟くださいよ。いまやたちまち、あなたに向かって非常にたくさんの、しかもけっしてばかにならぬ連中が、いわば上着をかなぐり捨てて裸になり、手あたりしだいの武器をつかんで、ひどい目にあわせてやるぞとばかり、血相かえて押し寄せてきますからね。その連中を言論によって防いで、攻撃を脱れるのでなければ、あなたはほんとうになぶりものにされて、思い知らされることになりますよ¹¹⁸⁾。」

こうした危惧の念とためらいの表明のあとで、彼はいよいよ彼の考える〈哲学〉と〈学者〉の概念規定に乗り出すことになる。

「学者たちこそが支配の任に当たるべきだとわれわれがあえて主張する場合、われわれが〈学者〉と言うのはどのような人間のことなのかを、彼らに向かって正確に規定してやらねばなるまい。それがはっきりすれば、ある人々は生まれつき哲学にたずさわるとともに國の指導者となるのが、適しているが、他の人々は哲学にたずさわることもなく指導者に従うのが適しているという事実を指摘することによって、われわれの立場を防禦することができようからね¹¹⁹⁾。」

では、「國の指導者となるべき学者」と「彼に従うべき人々」とを分かつものは一体、何なのであろうか。一言でいえば、それは「エピステーメ（学的認識）」(*epistēmē*) と「ドクサ（思い込み、私的判断）」(*doxa*) との区別といってよいであろう¹²⁰⁾。即ち、彼によれば、「眞の学者とは、眞実を観ることを愛する人たち¹²¹⁾」のことであるが、「エピステーメ」とはまさにそうした眞実、つまり恒常不変で、同一で、決して移ろわぬ、眞の実在に触れるところの知識であって、それをつねに求めてやまないのが学者である。これに対して、「ドクサ」とはそうした眞の実在に触れることなく、さまざまに変転し、感覚のままに流れる現象的知識にすぎない。そして、そのような思い込み（ドクサ）に振り回されている人びとは決して学者ではない。彼らは単に「さまざまに変転する雑多な事物のなかにさまよう¹²²⁾」だけであって、正と

《君主の鑑》(1)

邪、善と惡、美と醜の區別にかかわる眞の知識と判断とをまったく欠いている。言い換えれば、彼らは「それぞれの眞実性の認識をまったく欠いていて、魂のなかに何ひとつ明確な範型というものをもっていない人々¹²³⁾」なのである。

このような人びとには、國家の指導者となる資格は断じてない、とプラトンはいう。こうした資格を備えているのは、「つねに恒常不変のあり方を保つもの〔イデア〕に触れることのできる人々¹²⁴⁾」、即ち「エピステーメー」を追い求めてやまない〈哲学者〉のみである。このような断定を下したあとで、彼は「ドクサ（思い込み）」に支配された人びとの生活するこの現実世界を一つの有名な比喩で説明している。いうまでもなく、〈洞窟の比喩¹²⁵⁾〉がそれである。

「地下にある洞窟状の住まいのなかにいる人間たちを思い描いてもらおう。光明のあるほうへ向かって、長い奥行きをもった入口が、洞窟の幅いっぱいに開いている。人間たちはこの住まいのなかで、子供のときからずっと手足も首も縛られたまままでいるので、そこから動くこともできないし、また前のほうばかり見ていることになって、縛めのために、頭をうしろへめぐらすことはできないのだ。彼らの上方はるかのところに、火が燃えていて、その光が彼らのうしろから照らしている。／この火と、この囚人たちのあいだに、ひとつの道が上のほうについていて、その道に沿って低い壁のようなものが、しつらえてあるとしよう。それはちょうど、人形遣いの前に衝立が置かれてあって、その上から操り人形を出して見せるのと、同じようなぐあいになっている。……／さらに、その壁に沿ってあらゆる種類の道具だと、石や木やその他いろいろの材料で作った、人間およびそのほかの動物の像などが壁の上に差し上げられながら、人々がそれらを運んで行くものと、そう思い描いてくれたまえ。……／そのような状態に置かれた囚人たちは、自分自身やお互いどうしについて、自分たちの正面にある洞窟の一部に火の光で投影される影のほかに、何か別のものを見たことがあると君は思うかね？¹²⁶⁾」

このように、プラトンにとっては、「ドクサ」に支配された人びとの住む世

獨協法學

界は薄暗い洞窟のなかに手足と首とを縛られた状態で閉じ込められた世界であり、そこでは人びとは真実に少しも触れることがなく、ただ一番奥の壁に映し出された影〔幻像〕を真の実在と錯覚しながら生きているにすぎない。しかも、かりにその縛めが解かれ、火の光の方を仰ぎ見るようになったとしても、苦痛を感じるだけであり、「目がくらんでよく見定めることができない」。さらには、直接に火の光そのものを見つめるように強制されたならば、「目が痛くなり、向き返って、自分がよく見ることのできるもののほうへ逃げようとする」であろう。そこで、最後に、誰かが彼らをその地下の住まいから、「粗く急な登り道を力強く引っぱって行って、太陽の光の中へと引き出す」ことをしないまでは、彼らは真実を決して見ることはできないのである。

ここでもちだされる、洞窟の外に燐然と輝く「太陽」が、人間たちに対してこの世のすべてのものの真実の姿を白日のもとに照らし出す究極のイデア、即ちあの〈善のイデア〉を象徴していることはいうまでもないであろう。「知的世界には、最後にからうじて見てとられるものとして、〈善〉の実相（イデア）がある。いったんこれが見てとられたならば、この〈善〉の実相こそはあらゆるものにとって、すべて正しく美しいものを生み出す原因であるという結論へ、考えが至らなければならぬ。すなわちそれは、〈見られる世界〉においては、光と光の主とを生み出し、〈思惟によって知られる世界〉においては、みずからが主となって君臨しつつ、真実性と知性とを提供するものであるのだ¹²⁷⁾。」

さて、このような〈善のイデア〉に触れることのできる人間=「エピステーメー」を追い求める〈哲学者〉こそが、洞窟のなかで壁に映った影を真実のものと思い込んでいる、「ドクサ」に取りつかれた一般の人びとを指導する統治者として唯一資格ある者と考えられるに至った思考過程について、もはやこれ以上の説明は必要あるまい。プラトンにとって、まことに〈哲学〉こそは再び〈洞窟の比喩〉を引用していえば、「魂の全面的な向を変え」つまり、「あたかも目を暗闇から光明へ転向させるには、身体の全体といっしょに転向せざるを得なければ不可能であったように——魂の全体といっしょに生成流転する世界から一転させて、実在および実在のうち最も光り輝くものを観ることに堪えう

《君主の鑑》(1)

るようになるまで、導いて行かなければならない¹²⁸⁾」ところの魂の浄化（カタルシス）を意味していた。そうして、〈哲人王〉とはまさにこうした困難な過程を他の人びとに先がけて行いうる人間、即ち一切の私有財産と家族をもたぬ、いわゆる共産主義的生活と、50歳に至るまでの長期の過酷な教育と訓練とに耐え抜くことのできる克己の人物でもなければならなかつたのである¹²⁹⁾。

最後に、繰り返しになるが、果たして、プラトンはこうした〈哲人王〉がこの可視的な現実世界に立ち現れて、それを真の理想の範型（イデア）に向けて改造することができる、と本気で信じていただろうか。イデア論にもとづく彼の哲人政治家のヴィジョンとその実現可能性については、昔も今も、私たちの想像力をさまざまに刺激して止まないが、ここではそれは問うまい。

「現在多くの国々を統治しているのは、影をめぐってお互に相戦い、支配権力を求めて党派的抗争にあけくれるような人たちであり、彼らは支配権力をにぎることを、何か大へん善いこと（得になること）のように考えているのだ。しかしおそらく、真実はこうではあるまい。つまり、その国において支配者となるべき人たちが、支配権力を積極的に求めるこの最も少ない人間であるような国家、そういう国家こそが、最もよく、内部的な抗争の最も少ない状態で、治まるのであり、これと反対の人間を支配者としてもった国家は、その反対であるというのが、動かぬ必然なのだ¹³⁰⁾。」

こう述べたプラトンの胸のうちには、いうまでもなく当時のアテナイ民主制のなかで、「政治とは一体、何か」（政治のイデア）についての真のあるべき知識（エピステーメ）をなんらもたず、状況のままに流される、その場かぎりの、感覚的な判断・思い込み（ドクサ）にとらわれて、権力政治に狂奔している実際政治家（デマゴゴス）や彼らに動かされる愚昧な一般大衆（デーモス）、そしてまたそのような「ドクサ」にもとづいて言葉巧みに相手をまるめ込む大衆迎合の弁論術を野心に燃える青年や大衆に教授することによって生計を立ててゐる一群の「哲学者」（ソフィスト）の姿が浮かんでいたことであろう¹³¹⁾。彼にとって、真の〈哲学者〉、即ち「真実を観ることを愛する人」たるソクラ

獨協法學

テスをこの世から葬ったのは、まさにこのような洞窟の内部で壁に映る「影をめぐってお互に相戦い、支配権力を求めて党派的抗争にあけくれするような人たち」の跳梁跋扈するアテナイ民主制にほかならなかった。

それゆえ、私たちはここではさしあたり、プラトンが「政治的権力と哲学的精神の一体化」以外に、あるべき理想の政治はありえない、と結論を下し、それを担う政治支配者としての〈哲人王〉を構想するようになった、その思いの深さだけを確認しておこう。自分の説いたことが単なる空論にすぎず、なんらの実践性もそこにはない、という蔑みの声をおそらく自分自身の内部にも聞きながら、「同一人が学者になると同時に大國家の支配者にもなるという願いが、完全にかなえられるときが、もしあるとすれば、いまこそそのときであろう¹³²⁾」という、愛弟子ディオンの熱い招聘を不安を残しながらも受け入れて、シケリアのシュラクサイに赴いた彼がその地の若い僭主ディオニュシオスⅡ世に裏切られたのは『国家』の執筆から何年も経ってからのことであった。

-
- 1) *Discorsi, I, pref.* [永井三明訳『政略論』(『世界の名著16 マキアヴェリ』中央公論社、1966年) 165頁]。
 - 2) *Il Principe, 15.* [池田廉訳『君主論』(前掲書) 105頁]。
 - 3) ここでマキアヴェリによって批判されている彼以前の思想家たちとは具体的には一体、誰を指すのか、をめぐってこれまで多くの論争がなされてきている。例えば、「見たことも聞いたこともない共和国や君主国を想像のなかで描いてきた」という彼の言葉から、直接トマス・モアの『ユートピア』(1516) を念頭においているとする解釈もある(例えば、K・フォルレンダー、宮田光雄監訳『マキアヴェリからレニンまで』創文社、1978年、16頁。)が、基本的には、(1)古典古代の思想家たち、とりわけプラトン、(2)ダンテ(『帝政論』*De Monarchia*, 1310頃)やトマス・アクィナス(『君主統治論』*De Regimine Principum*, 1265/66)などの中世著作家、(3)もっと彼に近い時代つまり「14世紀」(quattrocento) の人文主義者たち、とする3つの解釈に分けられる。これらの論争については、Felix Gilbert, "The Humanist Concept of the prince and The Prince of Machiavelli", *Journal of Modern History*, vol. XI, no. 4 (1939), p. 450, n. 3. を参照。なお後注(6)も参照。
 - 4) プロノフスキイ/マズリッシュ、三田博雄他訳『ヨーロッパの知的伝統』みすず書房、1969年、30頁。
 - 5) レオナルドの解剖については、彼自身の次のような言葉を見られたい。「血管に関する正確かつ完全な知識を得んがため、私は十あまりの人体を解体し、さまざまな肢体すべてを解き、そして毛細血管から出る目に見えぬ血のほかにはいささかの出血をも起こすことなくそれらの血管の周りにある肉をごく微細なきれはしに至るまですっ

『君主の鑑』(1)

かり取除けてしまったのである。おまけに一個の屍体だけではそんな長い時間に十分でなかったので、次から次へと数多の死体によって継続する必要があった。こうしてやっと完全な認識に達したのであった。さらにその差異を調べるためにそういう過程を二度も繰返したのである。／そしてもしおまえがこういうこと〔解剖〕に愛を抱いても、おまえは胃袋〔吐気を催すこと〕によって恐らく妨害されるにちがいない。またもしそれに妨げられないとしても、おまえはおそらくこういう四つ切りにされ皮を剥がれて見るからに恐ろしい死人と夜中同棲する恐怖によって妨げないとしても、おまえにはそういう図を描くに必要とされる立派な技倅が欠けているかも知れぬ。」杉浦明平訳『レオナルド・ダヴィンチの手記』岩波文庫、1958年、219—220頁。また、勝田吉太郎・山崎時彦編『政治思想史入門』有斐閣、1969年、248頁参照。

- 6) E. Harris Harbison, "Machiavelli's Prince and More's Utopia" in Wallace K. Ferguson et al ed., *Facets of the Renaissance*, Harper TorchBooks (1963), pp. 50—51.
- 7) *Il Principe*, 15, [前掲書104—105頁]。
- 8) マキアヴェリの研究史の概観については、Fric W. Cochrane, "Machiavelli: 1940—1960", *The Journal of Modern History*, vol. XXXIII, no. 2 (1961). John H. Geerken, "Machiavelli Studies 1969", *Journal of The History of Ideas*, vol. XXXVII, no. 2 (1976). E. カッシーラー, 宮田光雄訳『國家の神話』創文社、1960年、第10, 11および12章。末吉孝州「マキアヴェリと近代世界」(一), (二), 『史観』第72, 73冊(1965年, 1966年)。佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』岩波書店、1970年, 3—25頁。
- 9) ブロノフスキイ／マズリッシュ, 前掲書, 30頁。
- 10) このリストは, Lester K. Born, "Erasmus on Political Ethics: The Institutio Principis Christiani", *Political Science Quarterly*. Vol. XLIII, no. 4 (1928), p. 4. から作ったものである。ボーンもいうように、これ以外にもまだ分類しえない多くの作品がある。また、このリストは見られるように、12世紀から17世紀までのもの——第一義的には、この時期に集中する作品群をいわゆる〈君主の鑑〉と呼ぶのが普通である——に限定されており、このジャンルに入る著作を広義にとれば、まことにおびただしい数にのぼることになる。したがって、これは文字通り一応の目安にすぎない。なお、〈君主の鑑〉と呼ばれる作品群を政治思想史で本格的に取り上げた最初の研究者は、このボーンであろう。本稿も大いに彼から学んでいるが、彼の業績をここに年代順に一括して挙げておこう。Lester K. Born, [1] "The perfect Prince: A Study in Thirteenth-and Fourteenth-Century Ideals", *Speculum*, vol. III (1928), pp. 470—504.; [2] "Erasmus on Political Ethics", *ibid.*, (1928), pp. 520—543.; [3] "The Specula Principis on the Carolingian Renaissance", *Revue Berge de Philologie et d' Histoire*, Vol. XII (1933). pp. 538—612.; [4] "The Perfect Prince according to The Latin Panegyrists", *American Journal of Philology*, Vol. Lv (1934), pp. 20—35.; [5] "Introduction" to Desiderius Erasmus, *The Education of a Christian Prince*, ed. and tr. L. K. Born (1936, repr. 1965), pp. 3—130. [この「序論」(Introduction) はこのテーマに関する彼の研究の総括となっている。エラスムスの『キリスト教君主の教育』(*The Education of a*

- Christian Prince*) に至るまでの、〈君主の鑑〉の系譜を古代に遡ってフォローしている。」なお、以下において、ボーンからの引用に関しては、煩雑さを避けるために、番号と年数のみ記すことにする。
- 11) L. K. Born, *op. cit.*, [3], (1933).
 - 12) *ibid.*, p. 584.
 - 13) Bernard Guenée, *States and Rulers in Later Medieval Europe*, Basil Blackwell (1985), p. 70.
 - 14) L. K. Spitz, "Mirror of princes" in *New Catholic Encyclopedia*, vol. IX (1966), pp. 896—897.
 - 15) E・カッシャー＝ラーティンスキー、前掲書、198頁。
 - 16) Lester K. Born *op. cit.*, [5], (1936), p. 46. また、以下のイソクラテスの項、特に『ニコクレスに与う』の内容については、同じく、pp. 46—49. を参照。
 - 17) いわゆる「キュプロス演説」はいざれもまだ邦訳されてはいない。テキストは、『ニコクレスに与う』(*Ad Nic.*) および『ニコクレスあるいはキュプロス人』(*Nic.*) が、*Isocrates*, vol. I, trans. George Norlin (The Loeb Classical Library, 1928.) に、『エウアゴラス』(*Euragoras*) が、*Isocrates*, vol III, trans. Larue Van Hoods (The Loeb Classical Library, 1945.) に入っている。
 - 18) 以下、〈ペロポネソス戦争〉後の歴史状況全般に関しては、*The Cambridge Ancient History*, vol. VI (Cambridge at the University Press, 1935.), chap. II, III.
 - 19) *Historiae*, I, 23. [トゥーキュディーズ、久保正彰訳『戦史』(上)，岩波文庫，1966年、75頁]。
 - 20) *ibid.*, III, 82. [同『戦史』(中)、100頁]。
 - 21) イソクラテスの生涯・著作については、George Norlin, "General Introduction", in *Isocrates*, vol. I, *op. cit.*, pp. ix—li. 広川洋一『イソクラテスの修辞学校』岩波書店、1984年、第Ⅱ章。H. L. Hudson-Williams, 川島重成訳「イソクラテス」(『ブリタニカ国際大百科事典2』1972年、128—129頁)。
 - 22) *Memorabilia*, I, 1, 1. [クセノフォーン、佐々木理訳『ソークラテースの思い出』岩波文庫、1953年、21頁]。なお、ソクラテスがイソクラテスに与えた影響については、もちろん疑問の余地はない。それは例えば、「公的生活から身を置いていたこと」、「アテナイ民主制の過度の自由に批判的態度を示したこと」、「デマゴーグに対して嫌悪を示したこと」、「論理的明晰性、対象と概念の的確な定義づけへの熱意」、「自然学への偏見」、「実践的であることへの傾向」、「倫理性、道徳性の強調」などであるが、これらはクセノフォンやプラトンにも共通している。George Norlin, *op. cit.*, pp. xvii—xviii.
 - 23) イソクラテスの修辞学校およびその教育理念などについては、広川洋一による詳細な研究がある。これは、我が国の研究者の手になる第一級の文献である。広川洋一、前掲書。
 - 24) 『ソフィスト反駁』(*Contr. Soph.*) は邦訳がまだない。テキストは、*Isocrates*, vol. II, trans. George Norlin (The Loeb Classical Library, 1929.)。
 - 25) 『パネギュリコス』(*Panegyricus*) も邦訳されていない。テキストは、*Isocrates*, vol. I, *op. cit.*

《君主の鑑》(1)

- 26) 以下の状況がまさに「キュプロス演説」を生み出すことになるわけであるが、当時の時代状況に関して、邦語文献としては、池田忠生「イソクラテス『キュプロス演説』の史的背景」(『西洋史学』82, 1969年)が極めて有益である。以下の叙述は、この論文に負うところが多い。
- 27) イソクラテスとティモテオスとの関係については、前掲の池田論文に詳しい。37頁以下参照。
- 28) *Isocrates* vol. I, *op. cit.*, p. 38.
- 29) *Ad Nic.*, 1—2.
- 30) *ibid.*, 6.
- 31) *ibid.*, 9.
- 32) *ibid.*, 15.
- 33) *ibid.*, 15.
- 34) *ibid.*, 8.
- 35) *ibid.*, 8.
- 36) *ibid.*, 43.
- 37) *ibid.*, 35.
- 38) *ibid.*, 16.
- 39) *ibid.*, 25—26.
- 40) *ibid.*, 17.
- 41) *ibid.*, 17.
- 42) *ibid.*, 16.
- 43) *ibid.*, 16.
- 44) *ibid.*, 23.
- 45) *ibid.*, 29.
- 46) *ibid.*, 34.
- 47) *ibid.*, 22.
- 48) *ibid.*, 20.
- 49) *ibid.*, 27.
- 50) *ibid.*, 11.
- 51) *ibid.*, 30.
- 52) *ibid.*, 30.
- 53) *ibid.*, 30.
- 54) *ibid.*, 28.
- 55) *ibid.*, 5.
- 56) *ibid.*, 19.
- 57) *ibid.*, 19.
- 58) *ibid.*, 31.
- 59) ただもちろん、例外的に君主制を最良の統治形態と主張したときもある。例えば、次のような発言を見られたい。「神々でさえ、ゼウスによって王に選ばれたといわれる。そうであるならば、神々もこの体制〔君主制〕を良しとしていることは明らかである。」*Nic.*, 26. cf. 14—26.

獨協法學

- 60) *De pace*, in *Isocrates*, vol. II, *op. cit.* [長坂公一訳『平和について』(『世界文学体系63, ギリシア思想家集』筑摩書房, 1965年。)]
- 61) *Areopagiticus*, in *Isocrates*, vol. II, *op. cit.* ちなみに、この『アレイオス・パゴス演説』と『平和について』とは、その根底において、あるつながりがある。彼は後者で、「海上制覇権を欲しがることを止しさえすれば、われわれはもっとよく国を治め、われわれ自らもよりいっそすぐれた国民となり、そしてあらゆる事業において前進をみるはずである。というのは、この海上制覇こそが、いまもわれわれを紊乱状態に陥れているところの、また祖先のかたがたがそのもとに生活しギリシア第一番の幸福者であった頃のあの古き民主制を崩壊させたところの、そもそもの原因であり、またわれわれが自らも背負い、他人にも及ぼしている不幸の、ほとんどすべてのものの原因だからであります。」(*De Pace*, 64. 長坂訳, 75—76頁。)と述べて、從来の覇権政策の全面的放棄を主張したわけであるが、この一節にも明らかなように、「祖先のかたがたがそのもとに生活し、ギリシア第一番の幸福者であった頃のあの古き民主制」を回復させることが彼にとって危機の打開策にはかならなかった。そして、そのことをより具体的に、即ち「父祖の国制」 = 「アレイオス・パゴス会議」の復活という形で論じたのが、「アレイオス・パゴス演説」である。この間の事情については、大牟田章「イソクラテスの『アレオパゴス論』について」(『大阪学芸大学紀要』A. 人文科学, 第14号, 1965年)を参照。
- 62) *De pace*, 122—123. [前掲, 長坂公一訳, 83頁。]
- 63) *Areopagiticus*, 16.
- 64) *Philippos*, in *Isocrates*, vol. I, *op. cit.* この著作の政治的意図を、特に当時の国際関係(ギリシア—ペルシア)のなかで探ったものとして、池田忠生「イソクラテス『フィリッポス』の政治的意図——対ペルシア戦の構想との関係で——」(『西洋史学』97, 1975年。)がある。また、この著作は前346年、アテナイ—マケドニア間に締結された、いわゆる「フィロクラテスの和約」の成立直後、フィリッポス宛の書簡形式で発表されたものであるが、それゆえこの「フィロクラテスの和約」をとくに注目することは当然の作業となろう。この点に関しては、同じく池田氏の論稿を参照のこと。「フィロクラテスの平和について——イソクラテス「フィリッポス」の一前提——」(『静岡女子大学研究紀要』第4号, 1970年)。さらにまた、イソクラテスは一般に〈ヘレニズム時代の先駆者〉といわれる。それは初期の『パネギュリコス』以来、一貫してギリシアの統一と共通の大義たるペルシアの打倒を主張——例えれば、「ギリシア人」「ヘレネス」という名称はもはや民族ではなく、精神を指すのであり、それは共通の血をわかつもつ人々に対してよりも、むしろ我々の文化を共有する人々に用いられる」(*Panegyricus*, 50.)のであるから、ギリシア諸国家同士の対立抗争を一刻も早く停止しなければならない。即ち、「蛮族に対して一致団結して戦わない限り、恒久の平和は望めない」(*ibid.*, 173) ——してきたからである。そして、この点はその統一の担い手をアテナイから、マケドニアのフィリッポスへと変化させたとしても、変わることはなかった。即ち、『フィリッポスに与う』において、彼はこう述べている。「貴下に勧告したいのは、ギリシア人の間にホモノイア〔和合〕の大義を確立するということ、および蛮族に対する戦いを指揮することである。ギリシア人に対しては説得が有効であるのに対し、蛮族に対しては武力が有効である。」(*Philippos*,

《君主の鑑》(1)

- 16.) こうして、『フィリッポスに与う』は彼のヘレニズム思想を知るうえで重要な文献となるが、こうした視点でこの著作をとらえ、彼の政治思想の全体を理解しようとする試みとして、大牟田章「イソクラテスの政治思想について」(『歴史研究』大阪学芸大学歴史研究室2, 1964年)を参照。
- 65) デモステネスもイソクラテスと同じような経歴の持ち主である。彼の父も富裕な商人であったが、彼が7歳の時に世を去った。父の遺産を相続したが、後見人に着服され、豊かな生活の保証を失った。20歳になった時、後見人を相手どり、訴訟を起こした。これによって、彼はやがて生活のために法廷弁論代作人となつたが、イソクラテスと同様、それから足を洗うことになる。しかし、これ以降はイソクラテスとは決定的に違い、現実政治の世界に飛び込むことになる。即ち、彼は前355年頃から、政治弁論家として立つことになり、当時、トラキアに勢力を拡大しようと図っていたマケドニアのフィリッポスに対する攻撃演説を行って頭角をあらわした。こうした対フィリッポス強硬論を説きつつ、前340—338年にはアテナイとテーバイとの同盟を成功させて、フィリッポスと戦いを交えたが、カイロネイアの戦闘で敗北を喫した。その後も反マケドニア戦争を続け、フィリッポス、アレキサンドロスと対決しつづけたが、国内の政争に敗れ、トロイゼン、ついでアイギナ島に亡命した。アレキサンドロスの死後、アテナイに呼び返されて、再度反マケドニア運動に挺身したが、前322年、テッサリアのクランノンでアンティパトロス(アレキサンドロスの後継者の一人)の軍に敗れた。彼はカラウレイア島に逃れたが、アンティパトロスの追及の手が伸びてきたため、ついに、服毒自殺した。このように、デモステネスは最後までポリス(アテナイ)の枠組みに固執した点で、汎ヘレニズムの思想を説いたイソクラテスとは対照的である。彼の生涯については、プルタルコスの伝記がある。『プルターク英雄伝』(†), 岩波文庫, 1956年, 121—160頁。また、フィリッポスに対する一連の攻撃演説および熱烈な祖国愛を示す彼の演説は、前掲の『世界文学体系 63 ギリシア思想家集』に邦訳がある(中村善也訳「ピリッポスを攻撃する演説」(1), (2), (3), 「オリュントスにかんする演説」, 田中美知太郎訳「ケロネソス情勢についての演説」)。その他、「デモステネスとポリス世界の終焉」(アンドレ・ボナール, 岡道男・田中千春訳『ギリシア文明史』人文書院, 1975年, 第3巻, 81—97頁。)が参考になる。
- 66) *Areopagiticus*, 20.
- 67) *Memorabilia. op. cit.* [前掲, 佐々木理訳]。
- 68) *Apologia Socratis*, Xenophon, trans. O. J. Todd (The Loeb Classical Library, 1922.)
- 69) *Cyropaedia*, in Xenophon, 2vols, trans. Walter Miller (The Loeb Classical Library, 1914.).
- 70) *Agesilaus*, in Xenophon, *Scripta Minora*, trans. E. C. Marchant (The Loeb Classical Library, 1925.).
- 71) *Hieron*, in Xenophon, *Scripta Minora*, ibid.
- 72) クセノフォンの生涯・著作については、*Vitae philosophorum*, II, 6. [ディオゲネス・ラエルティオス, 加来彰俊訳『ギリシア哲学者列伝』(上), 岩波文庫, 1984年, 157—166頁]。Guy Thompson Griffith, 山内隆訳「クセノフォン」(『ブリタニカ国際大百科事典6』1973年, 83—85頁)。佐々木理「まえおき 二 クセノフォン」

獨協法學

- (前掲, 『ソークラテスの思い出』, 11—18頁。)が日本語で簡単に読めて便利であるが, 比較的最近のものとしては, J. K. Anderson, *Xenophon, Classical Life and Letters series* (1974)。また, 後注 (74) を見よ。
- 73) ディオゲネス・ラエルティオス, 前掲書, 157—166頁。
- 74) このことは, クセノフォン自身が後に回顧して, そう語っている。Anabasis, III, 1, 5. in Xenophon, vol. I, trans. Carleton L. Brownson (The Loeb Classical Library, 1921.). [クセノフォン, 松平千秋訳『アナバシス』筑摩書房, 1985年, 78頁。なお, 卷末に付された訳者による「解説」はクセノフォンを知るうえで非常に参考になる。参考文献も有益である。]。
- 75) Anabasis, ibid. なお, この作品は, 「ロエブ古典双書」(The Loeb Classical Library) では, 全2巻である(vol. II, 1922.)。
- 76) Anabasis III, 1, 4. [前掲, 松平千秋訳, 78頁。]。
- 77) ちなみに, 『アナバシス』は, 次のような印象的な言葉で終わっている。「わが軍が踏破した大王の国土で統治に当たっていた総督たちは次の通りである。……(中略) ……上り(アナバシス)と下り(カタシバス)とを併せて, 全行程の距離は二一五駅, 一一五〇パラサンゲス, いい換れば三四二四五五スタディオンで, 要した年月は, これも上りと下りを併せて一年と三ヶ月であった。」 Anabasis, VII, 8, 25. [前掲, 松平千秋訳, 262—263頁。]。
- 78) Ernest Barker, *Greek Political Theory*, Methuen & Co LTD [1960, First published in 1918.], p. 115.
- 79) Ernest Barker, ibid., p. 115.
- 80) Memorabilia, IV, 6, 12. [前掲, 佐々木理訳, 225頁。ただし, 佐々木訳では, basileia を「王道」, tyrannis を「民王政治」と訳している。]。
- 81) E. C. Marchant. "Introduction", in Xenophon, *Scripta Minora*, op. cit., p. xiii.
- 82) Hieron, II, 6; VIII, 8—10.
- 83) ibid., I, 8.
- 84) ibid., I, 15.
- 85) ibid., III, I, 2.
- 86) ibid., I, 37, 38.
- 87) ibid., II, 8.
- 88) ibid., IV, 1—5; VI, 4—16.
- 89) ibid., XI, 13—15.
- 90) 例えば, プラトンの次のような言葉を見よ。「『思うに』と彼は言った, 『その人はさらにいっそう, 不幸きわまる状態に置かれることになるでしょう。なにしろ, まわりからすべて敵ばかりによって, 監視されているわけですから』。/『それでは, 僕主(独裁者)とは,まさにそれと同じような一種の牢獄の中に縛られているのではないだろうか——生まれつきわれわれが述べたような性格で, 多くのありとあらゆる恐怖や欲情に満ち満ちている人間としてね。貪欲な魂をもちながら, 国民のうちで彼だけは, どこへも旅することもできなければ, 他の自由な人々が見たいと思うものを見物することもできずに, 婦人のようにほとんど家に引きこもったまま, 暮らして行くの

《君主の鑑》(1)

- ではないだろうか。国外へ出かけて何かよいものを見る者がいると、そういう他の国民たちを嫉妬しながらね。」 Rep. 579B. [プラトン・藤沢令夫訳「国家」『プラトン全集 11』岩波書店, 1976年, 650—651頁。]
- 91) Leo Strauss, *On Tyranny*, The Free Press of Glencoe (1963).
 - 92) E. C. Marchant, *op. cit.*, pp. xvii—xx
 - 93) *Agesilaus*, x, 1—2.
 - 94) Walter Miller, "Introduction", in Xenophon, *Cyropaedia*, *op. cit.*, vol. I, p. viii.
 - 95) *ibid.*, p. xi Werner Jaeger, *Paideia : The Ideals of Greek Culture*, vol. III, Oxford University Press (1971, First Published in 1944), p. 162.
 - 96) 『馬術論』, 『狩獵論』, 『騎兵隊長論』はいずれも, Xenophon, *Scripta Minora*, *op. cit.* に入っている。
 - 97) *Cyropaedia*, I, 1, 5—6.
 - 98) Ernest Barker, *op. cit.*, p. 114.
 - 99) T. A. Sinclair, *A History of Greek Political Thought*, Routledge & Kegan Paul LTD (1959), p. 171.
 - 100) クセノフォンにおける「教育」の概念全般について、ここで詳述することは到底できない。詳しくは, Werner Jaeger, *op. cit.*, vol III, chap. 7. を参照。
 - 101) *Cyropaedia*, I, 1, 6.
 - 102) *ibid.*, I, 2, 10.
 - 103) *ibid.*, VIII, 1, 1.
 - 104) *Memorabilia*, III, 9, 10. [前掲, 佐々木理訳, 153—154頁。]
 - 105) Ernest Barker, *op. cit.*, p. 115.
 - 106) *Epist.* VII. [長坂公一訳「第七書簡（書簡集）」『プラトン全集 14』岩波書店, 1975年。] なお、以下の引用にあたっては、煩雑さを避けるために、引用箇所のみを記す。引用文はもちろん、長坂訳である。
 - 107) *ibid.*, 324B—C.
 - 108) *ibid.*, 324D.
 - 109) *ibid.*, 325A—B.
 - 110) *ibid.*, 325B—C.
 - 111) *ibid.*, 326A—B.
 - 112) *Rep.*, 473D. [前掲、藤沢令夫訳。なお、ここでも、以下の引用にあたっては、引用箇所のみを記す。]
 - 113) プラトンの学園については、広川洋一『プラトンの学園アカデメイア』岩波書店, 1980年を参照。
 - 114) 藤沢令夫「『国家』解説」(前掲、プラトン・藤沢訳『国家』) 784頁。
 - 115) *Gorgias*. [プラトン・加来彰俊訳「ゴルギアス」『プラトン全集 9』岩波書店, 1974年。]
 - 116) *ibid.*, 484C—D.
 - 117) *Rep.*, 451D—474C.
 - 118) *ibid.*, 473—474A.

獨協法學

- 119) *ibid.*, 474B—C.
- 120) *ibid.*, 476D—480A, 506C, 508D, 511D.
- 121) *ibid.*, 475E.
- 122) *ibid.*, 484B.
- 123) *ibid.*, 484C.
- 124) *ibid.*, 484B.
- 125) *ibid.*, 514A—521B.
- 126) *ibid.*, 514A—515A.
- 127) *ibid.*, 517B—C.
- 128) *ibid.*, 518C—D.
- 129) *ibid.*, 521C—541B.
- 130) *ibid.*, 520C—D.
- 131) 例えば、『ゴルギアス』において、プラトンはソクラテスに、こういわせている。即ち、ソフィストたちの教える「弁論術」とは「事柄そのものについては、それがどうあるかを、弁論術は少しも知る必要はないのであって、ただ、ものごとを知らない人たちに対してだけ、知っている者よりも、もっと知っているのだと見えるようとする、何かそういう説得の工夫」(459B—C)にすぎない。それは「最善ということにはまるっきり考慮を払わずに、そのときどきの一一番快いことを餌にして、無知な人びとを釣り、これをすっかり欺きながら、自分こそ一番値打ちのあるものだと思わせている」(464D)ような「迎合(=ラケイー)」(465A)であって、そういう弁論術を売り物にしている「弁論家たちは、その国の人たちの中では、一番力がないようにぼくには思われる。」(466B)。これに対して、ソフィストのポロスはソクラテスに向かって次のようにいうのである。「なんですって、彼らは、ちょうど独裁者たちがするように、誰であろうと、死刑にしたいと思う人を死刑にするし、また、これと思う人の財産を没収したり、国家から追放したりするのではないですか。」(466B—C)。
- 132) *Epist.* VII, 328A—B.